

令和3年第1回定例会
赤井川村議会会議録
第2日（令和3年3月9日）

◎議事日程（第2日）

- 第15 議案第18号 令和3年度赤井川村一般会計予算
第16 議案第19号 令和3年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算
第17 議案第20号 令和3年度赤井川村国民健康保険特別会計予算
第18 議案第21号 令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計予算
第19 議案第22号 令和3年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算
第20 議案第23号 令和3年度赤井川村下水道事業特別会計予算
第21 一般質問

◎出席議員（8名）

1番	連	茂君	2番	曾根敏明君
3番	辻	康君	4番	能登ゆう君
5番	湯澤幸敏君	6番	川人孝則君	
7番	山口芳之君	8番	岩井英明君	

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村長	馬場希君
副村長	大石和朗君
会計管理者	小畑信幸君
総務課長	高松重和君
保健福祉課長	藤田俊幸君
介護保険課長	神信弘君
産業課長	秋元千春君
建設課長	今城豪君
教育長	根井朗夫君
教育委員会次長	谷早苗君
代表監査委員	大西敏典君
選挙管理委員会 委員長	大山政紀君
農業委員会会長	阿部猛君

◎議会事務局

事 務 局 長
書 記

瀬 戸 雅 哉 君
伊 藤 秋 恵 君

(午前10時00開議)

◎開議宣告

○議長（岩井英明君） おはようございます。

昨日に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第15 議案第11号ないし日程第20 議案第16号

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明を求めます。

副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、昨日に引き続きまして、私のほうから令和3年度一般会計の歳入についてのご説明を申し上げます。

なお、歳入歳出とも前年度と比較し増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計予算書の13ページをお開き願いたいと思います。2、歳入、1款村税、1項村民税、1目個人3,931万6,000円の計上、前年度と比較し552万4,000円の減です。これは、新型コロナウイルスにより収入や人口の減に伴い、現年課税分の減が見込まれることによるものでございます。

同じく13ページ中段、1款1項2目法人1,277万3,000円の計上、前年度と比較し84万7,000円の減です。

同じく13ページ中段、1款2項固定資産税、1目固定資産税7,312万9,000円の計上、前年度と比較し1億3,334万2,000円の減です。これは、新型コロナウイルスにより固定資産税の減免が行われ、大幅な減額が見込まれることによるものでございます。なお、後ほどご説明申し上げますが、減免された額につきましては地方特例交付金として国から交付されることとなります。

同じく13ページ中段、1款2項2目固定資産等所在市町村交付金及び納付金303万2,000円の計上、前年度とほぼ同額でございます。

同じく13ページ下段から14ページにかけて、1款3項軽自動車税、1目軽自動車税432万円の計上、前年度と比較し62万3,000円の増。前年度実績により増となっております。

続いて、14ページ中段、1款4項村たばこ税、1目村たばこ税420万6,000円の計上、前年度と比較し130万5,000円の減です。たばこ税につきましては、ここ数年減少傾向が続いておりますが、2年度の見込みについては大幅な減少となる見込みでございます。

同じく14ページ中段、1款5項入湯税、1目入湯税501万円の計上、前年度と比較し343万8,000円の減です。入湯税もここ数年減少傾向にありますが、2年度は新型コロナウイルスの蔓延によりキロロリゾートの利用者が大幅に減少していることから、減額の計上となります。

続いて、15ページです。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税900万円の計上、前年度と比較して100万円の減です。

同じく15ページ中段、2款2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税2,700万円の計上、前年度と比較して1,300万円の減額です。これは、2年度の実績から減額計上となります。

同じく15ページ中段、2款3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税467万4,000円の計上、前年度と比較して2,000円の増でございます。

次に、16ページに移ります。3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金7万1,000円の計上、前年度と比較し7万9,000円の減でございます。

次に、17ページ、4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金27万円の計上、前年度と比較し7万円の増でございます。

次に、18ページです。5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金18万円の計上、前年度と同額計上でございます。

次に、19ページです。6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金270万2,000円の計上。前年度は補正計上であったため、当初予算としては新規計上となります。内容は、平成28年度税制改正による法人税割減少による補填措置として国から支給される交付金でございます。

次に、20ページです。7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金2,600万円の計上、前年度と比較して300万円の増でございます。

次に、21ページです。8款自動車税環境性能割交付金、1項自動車税環境性能割交付金、1目自動車税環境性能割交付金117万円の計上、前年度と比較し483万円の減。2年度の見込みにより減額をしております。

次に、22ページです。9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金145万8,000円の計上、前年度と比較し145万1,000円の増。住宅ローン税減収分に係る税収補填に伴う増でございます。

同じく22ページ中段、9款2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1億9,760万7,000円の新規計上。こちらは、先ほど固定資産税でお話をした減免分を国から交付金として補填されるものでございます。

次に、23ページです。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税9億4,000万円の計上、前年度と同額計上でございます。前年度実績から同額といたしましたが、令和3年度につきましては国勢調査の速報値にて基礎調査となる人口の見直しが行われる年となります。このため若干増額となる可能性もありますが、前年度と同額と現在の時点ではしております。

次に、24ページです。11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金1,000円を計上、前年度と同額でございます。

次に、25ページです。12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金150万8,000円の計上、前年度と比較して3万4,000円の減額です。各種施設の利用者減による実績の減

により減額としております。

次に、26ページです。13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料51万7,000円の計上、前年度と比較して1万4,000円の減。

同じく26ページ下段、13款1項2目衛生使用料53万円の計上、前年度と比較して4万1,000円の増額です。

次に、27ページです。13款1項3目農林水産使用料135万3,000円の計上、前年度と比較して2万1,000円の増額でございます。

同じく27ページ中段、13款1項4目商工使用料105万円の計上、前年度と比較して28万4,000円の減でございます。

同じく27ページの中段、13款1項5目土木使用料2,494万8,000円の計上、前年度と比較して8万1,000円の減額。前年度実績による減額でございます。

同じく27ページ下段、13款1項6目教育使用料29万5,000円の計上、前年度と比較して1,000円の減でございます。

次に、28ページに移ります。13款2項手数料、1目総務手数料75万2,000円の計上、前年度と比較して3万円の増額でございます。

同じく28ページ中段、13款2項2目衛生手数料241万5,000円の計上、前年度と比較して16万6,000円の増額でございます。

同じく28ページ下段、13款2項3目農林水産手数料10万9,000円を計上、前年度と同額でございます。

次に、29ページです。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金4,314万4,000円の計上でございます。前年度と比較して667万円の増額になります。前年度実績から子どものための教育・保育給付費国庫負担金を増額、また新たに新型コロナウイルスワクチン接種事業国庫負担金を計上しております。

同じく29ページ下段、14款1項2目衛生費国庫負担金4万5,000円の計上、前年度と比較して9万円の減額でございます。前年度実績により減額計上しております。

続いて、30ページです。14款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金7,262万8,000円の計上、前年度と比較して6,778万2,000円の増額でございます。エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金を新たに計上しております。

同じく30ページ中段、14款2項2目民生費国庫補助金132万9,000円の計上、前年度と比較して61万8,000円の増でございます。こちらも新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を新たに計上しております。

同じく30ページ下段、14款2項3目衛生費国庫補助金31万4,000円の計上、前年度と比較して30万4,000円の増です。健康カルテシステム改修に対する補助で、補助率が3分の2のものが計上されております。

同じく30ページ下段から31ページにかけて、14款2項4目土木費国庫補助金1億3,418万7,000円の計上、前年度と比較して2,916万5,000円の増額となっております。これは、橋

梁長寿命化事業交付金、公営住宅等ストック総合改善事業交付金の事業量の増加に伴い増額となっております。事業内容につきましては、後ほど歳出のほうで担当課より説明を申し上げます。

続いて、31ページ上段、14款2項5目教育費国庫補助金21万4,000円の計上、前年度と比較して9万1,000円の減でございます。昨年の理科教育設備整備費等補助金の終了に伴い減額をしております。

同じく31ページ中段、13款3項委託金、1目総務費委託金110万8,000円の計上、前年度と比較して28万円の減でございます。

続いて、32ページに移ります。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金2,522万8,000円の計上、111万5,000円の増でございます。2年度の実績により増減をしております。

同じく32ページ下段、15款1項2目衛生費道負担金2万2,000円の計上、前年度と比較して4万5,000円の減額でございます。

続いて、32ページ下段から33ページにかけて、15款2項道補助金、1目総務費道補助金455万7,000円の計上、前年度と比較して1万9,000円の減でございます。

同じく33ページ中段、15款2項2目民生費道補助金166万9,000円の計上、前年度と比較して23万4,000円の減でございます。

同じく33ページ中段、15款2項3目衛生費道補助金5万4,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく33ページの下段、15款2項4目農林水産業費道補助金2,910万2,000円の計上、前年度と比較して237万2,000円の増でございます。基幹水利施設管理事業補助金や環境保全型農業直接支援対策事業補助金などが増額となっております。

続いて、34ページに移ります。15款2項5目教育費道補助金56万9,000円の計上、前年度と比較して13万9,000円の減額です。こちらは、2年度実績により減額計上しております。

続いて、34ページ中段、15款3項委託金、1目総務費委託金192万2,000円の計上、前年度と比較して14万6,000円の増。2年度の実績により増額となっております。

続いて、34ページ中段、15款3項2目諸統計委託金23万6,000円の計上、前年度と比較して53万1,000円の減です。2年度は国勢調査が行われましたが、本年度はそれが行われなかったため、大幅な減額となっております。

続いて、34ページ下段、15款3項3目土木費委託金89万円の計上、前年度と比較して2万9,000円の増でございます。

続いて、35ページです。16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入862万7,000円の計上、前年度と比較して78万2,000円の増。新幹線工事事務所等の敷地貸付料が主な増額要因でございます。

続いて、35ページ下段、16款1項2目利子及び配当金75万2,000円の計上、前年度と比較して48万円の増。公共施設整備基金等の利子が増額の要因となっております。

続いて、36ページに移ります。16款 2 項財産売払収入、1 項不動産売払収入1,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく36ページ中段、16款 2 項 2 目物品売払収入1,000円の計上、前年度と同額でございます。

続いて、37ページです。17款寄附金、1 項寄附金、1 目一般寄附金 2 億9,030万1,000円の計上、前年度と比較して 1 億6,025万円の増額になっております。こちらは、ふるさと納税が伸びていることと新たに企業版ふるさと納税の新規計上により増額となっております。

続いて、37ページ中段、17款 1 項 2 目指定寄附金1,000円の計上、前年度と同額でございます。

続いて、38ページになります。18款繰入金、1 項特別会計繰入金、1 目国民健康保険特別会計繰入金1,000円の計上、前年度と同額でございます。

続いて、38ページ中段、18款 2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 2 億400万円の計上、前年度と比較して1,700万円の減額でございます。こちらは、歳入不足を基金繰入で補うものでございます。

同じく38ページ中段、18款 2 項 2 目公共施設整備基金繰入金600万円の新規計上、こちらも歳入不足を基金繰入金で補うものでございます。

同じく38ページ中段、18款 2 項 3 目さくら・もみじ基金繰入金265万4,000円の計上、前年度と比較して29万8,000円の減額。こちらは、事業量の減によるものでございます。

同じく38ページ下段、18款 2 項 4 目森林環境譲与税基金繰入金467万4,000円の計上、前年度と比較して2,000円の増でございます。

同じく38ページ下段、18款 2 項 5 目減債基金繰入金4,000万円の計上、前年度と比較して 8,200万円の減でございます。こちらも歳入不足を基金繰入金で補うものでございます。

続いて、39ページです。19款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金500万円の計上、前年度と比較して2,500万円の減でございます。

次に、40ページに移ります。20款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目延滞金1,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく40ページ中段、20款 1 項 2 目加算金1,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく40ページ中段、20款 2 項村預金利子、1 目村預金利子1,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく40ページ中段、20款 3 項受託事業収入、1 目後期高齢者医療広域連合受託事業収入22万8,000円の計上、前年度と比較して8,000円の増でございます。

同じく40ページ下段、20款 3 項 2 目後志広域連合受託事業収入4,441万3,000円の計上、前年度と比較して765万2,000円の増額。介護地域包括事業受託料の増に伴う増額でございます。

続いて、41ページ上段、20款 3 項 4 目民生費受託事業収入 2 万円の計上、前年度と同額計上でございます。

同じく41ページ中段、20款4項雑入、1目重度心身障害者並びにひとり親家庭等医療費高額療養費19万2,000円の計上、前年度と比較して6,000円の増でございます。

同じく41ページ中段、20款4項2目乳幼児医療費高額療養費1,000円の計上、前年度と同額でございます。

同じく41ページ中段、20款4項3目宝くじ交付金収入54万1,000円の計上、前年度と比較して49万7,000円の減でございます。こちらは、2年度の実績の見込みによる減額でございます。

同じく41ページ下段、20款4項4目保健福祉関係収入1万6,000円の計上、前年度と比較して5,000円の減額でございます。

同じく41ページ下段から42ページにかけて、20款4項5目雑入1,554万3,000円の計上、前年度と比較して26万6,000円の増額。2年度実績見込みにより増額といたしました。

続いて、43ページに移ります。21款村債、1項村債、1目過疎対策事業債1億670万円の計上、前年度と比較して2,320万円の増額でございます。2年度より新たに体育館ホール等改修工事を対象としております。

同じく43ページ中段、21款1項2目臨時財政対策債3,100万円の計上、前年度と比較して605万円の減額。前年度実績見込みにより減額をしております。

同じく43ページ中段、21款1項3目緊急浚渫推進事業債1,230万円の新規計上。2年度につきましては補正計上でありましたが、当初予算としては新規計上となります。こちらは、2年度より河川整備工事が対象となったもので、3年度につきましては滝の川と池田川の整備を行う予定です。

同じく43ページ中段、21款1項4目緊急防災・減災事業債1,140万円の計上、前年度と比較して3,340万円の減額。3年度につきましては、指定避難所でもある村体育館の多目的トイレ設置等改修工事を対象としております。工事内容につきましては、後ほど教育委員会より歳出の中で説明を申し上げます。

同じく43ページ下段、21款1項5目公営住宅建設事業債3,680万円の計上、前年度と比較して930万円の増額でございます。3年度につきましては、公営住宅の個別改修工事や改善施設設計業務等を対象としております。

次に、44ページです。21款1項6目公共施設等適正管理推進事業債310万円の新規計上でございます。3年度につきましては、村火葬場の施設改修工事を予定していることから、新規計上させていただきました。

また、緊急自然災害防止対策事業債につきましては、2年度に健康支援センター緊急発電設備工事等を対象としておりましたが、3年度は対象事業がないことから、廃目といたしました。

以上で令和3年度一般会計予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、議会費及び総務課所管の歳出予算についてご説明させていただきますが、その前に職員人件費の計上科目について各課に共通する事項としてご説明させていただきます。

昨年度までの予算については、戸籍担当職員であれば総務費の戸籍住民基本台帳費に、介護保険担当職員は民生費の介護保険事業費というようにそれぞれ職員人件費を計上しておりましたが、本年度予算より原則として各款の予算科目である総務費等に職員人件費を一括計上しておりますことを事前にご説明申し上げ、歳出予算の説明に入らせていただきます。

それでは、45ページをお開きください。3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度予算額4,926万9,000円、前年度より65万7,000円の増で、主に旅費と会議録作成委託料の増加によるものです。

続きまして、47ページから52ページ中段となります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額3億8,334万4,000円、前年度より1億4,578万5,000円の大幅な増で、主な増加要因は、人件費の一括計上によるもののほか、ふるさと納税増加に伴う関連費用として、新たな地域おこし協力隊の人件費、活動費として310万円を、お礼の品の費用として7節報償費で8,000万円、募集代行、寄附者管理に要する手数料として11節役務費で1,900万円を昨年度予算より増加しております。なお、ふるさと納税につきましては、令和3年度より募集ポータルサイトを1つ追加することを予定しております。また、18節負担金補助及び交付金については、中央バスに対する市町村生活バス運行補助として令和2年度実績額に応じて前年比125万7,000円の増、併せて地域公共交通の実証運行調査計画策定に要する補助として公共交通活性化協議会に対する補助金573万8,000円を新規に計上しているところであります。

次に、52ページ中段から53ページへ移ります。2目文書広報費、本年度予算額648万9,000円、前年度より78万8,000円の減で、主に一般法令の追録費用の減少によるものです。

続きまして、3目会計管理費、本年度予算額189万9,000円、前年度より114万2,000円の減で、主に財務会計システム使用料の減少によるものです。

次に、54ページから55ページ中段へ移ります。4目財産管理費、本年度予算額424万4,000円、前年度より26万8,000円の減で、村有林、村有地、さくら・もみじの管理費用として前年並みの計上となっております。

続きまして、55ページ中段になります。5目財政調整基金費、本年度予算額702万5,000円、前年度より32万円の増となっております。

次に、56ページになります。上段です。6目諸費、本年度予算額100万円、前年同額の計上であります。

続きまして、7目交通安全対策費、本年度予算額232万8,000円、前年度より5万9,000円の増となっております。

次に、57ページ中段から61ページに進みます。8目企画費、本年度予算額8,327万4,000

円、前年度より4,865万4,000円の大幅な増で、主な増減の要因は、人件費の一括計上と、第四期総合計画後期基本計画及びまち・ひと・しごと創生法に基づく第2期創生総合戦略の策定業務終了に伴う予算の減と、再生可能エネルギー事業費としてカルデラ温泉ほか再エネ導入調査、阿女鱒岳地熱資源活用調査、小水力発電事業化詳細調査費用として新たに7,071万円を国庫補助事業により実施すべく新規に計上しております。

続きまして、61ページ目をお開きください。9目庁舎管理費、本年度予算額1,260万9,000円、前年度より2,000円の増で、前年並みの計上となっております。

次に、61ページ下段から64ページへ移ります。10目集会施設管理費、本年度予算額952万1,000円、前年比115万8,000円の減で、主な要因は、旧都保育所の管理費用の減少によるものです。

続きまして、64ページ下段になります。11目国民保護協議会費、本年度予算額41万9,000円、前年度より10万6,000円の増で、全国瞬時警報システムの保守委託料の増加によるものです。

次に、65ページ中段から66ページへ移ります。2款2項徴税費、1目税務総務費、本年度予算額64万3,000円、前年度予算比1,310万6,000円の減で、人件費の一括計上による減少となっております。

続きまして、2目賦課徴収費、本年度予算額999万9,000円、前年度比54万9,000円の減で、固定資産評価替え業務の終了によるものが要因となっております。

続きまして、66ページ下段から68ページ上段へ進みます。2款3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額1,709万円、前年度より2,075万5,000円の減となっております。これは、職員人件費の一括計上と戸籍システム改修業務の減少によるものです。

68ページ中段、2目国民年金費、本年度予算額30万9,000円、前年比19万7,000円の減で、日本年金機構と接続する年金生活者支援給付金システム改修費の減額によるものです。

次に、2款4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度予算額96万9,000円、前年度より1万2,000円の減で、前年並みの計上となっております。

次に、69ページ中段から70ページ上段へ進みます。2款5項統計調査費、1目各種統計調査費、本年度予算額28万7,000円で、前年比70万9,000円の減となっており、国勢調査の終了に伴う関連経費の減額によるものです。なお、国勢調査の人口速報集計値は本年6月に国において公表予定とされておりますことを申し添えます。

続きまして、70ページ中段から71ページへ進みます。2款6項監査委員費、1目監査委員費、本年度予算額94万9,000円、前年比1万6,000円の減で、前年並みの計上であります。

次に、126ページへお進みください。8款消防費、1項消防費、1目分担金及び交付金、本年度予算額1億6,502万円、前年度より194万1,000円の増で、主な増加要因は、職員人件費の増加となっております。

続きまして、126ページ中段から127ページにかけてご説明いたします。2目災害対策費、

本年度予算額706万9,000円、前年比4,351万1,000円の大幅な減少となっており、指定避難所である健康支援センターの緊急発電関連経費の減額によるものです。

次に、146ページをお開きください。10款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額2億3,898万4,000円、前年比1,452万6,000円の増、同じく2目利子につきましては本年度予算額937万1,000円、前年比212万2,000円の減少で、過疎対策事業債をはじめとする長期債の元金及び利子の計上となっております。

最後になりますが、147ページに進みます。11款予備費、1項予備費、本年度予算額3,281万円、前年度より2,474万4,000円の増で、予算規模額の1%強を予備費として計上させていただくと共に、予算全体のバランスを取るための計上でございます。

以上で議会費及び総務課所管の歳出予算の説明を終わりますが、148ページ以降には地方債の年度末現在高の見込調書及び給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご高欄願います。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 藤田保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出予算に係ります主要な部分についてご説明させていただきます。

72ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度1億1,862万2,000円、前年度に対して622万7,000円を減額しようとするものです。人件費を除く主な増減の内訳は、12節委託料の減、こちらは令和2年度当初予算に障がい者計画等策定業務委託料305万8,000円が計上されていたことによるものです。また、18節負担金補助及び交付金の増、こちらの主な内訳は、次の74ページの上段、民生委員児童委員協議会交付金を新たに設けたことによるものです。こちらにつきましては、さきの補正予算説明にもありましたとおり、民生委員の活動に対して道から交付される負担金について、村に直接請求がある連盟負担金以外の経費分を民生委員児童委員協議会へ交付し、協議会から活動費として支出する取扱いへと変更したことによるものです。このため、細節、社会福祉・民生委員費としてはほぼ前年並みの予算計上となっております。また、27節繰出金で1,662万6,000円の減、こちらは国民健康保険特別会計の一般会計繰入金予算計上額に伴い減額となっているものです。

次に、76ページをお開きいただき、下段を御覧ください。3款1項2目老人福祉費、本年度5,210万4,000円、前年度に対して35万9,000円を増額しようとするものです。主な増減の内訳は、77ページに移りまして、19節扶助費の老人福祉施設入所者措置費の減、こちらは対象の方が1名亡くなられたことによって減となっているものです。また、敬老会費では、昨年100歳を迎える方1名分として敬老特別報償金が報償費として計上されておりましたが、今年は該当する方がいらっしゃらないため、減額となっております。ほかには、27節繰出金で353万4,000円の増、こちらは78ページ中段に記載されている介護保険サービス事業特別会計の一般会計繰入金予算計上額に伴い増額となっているものです。

続きまして、３款１項３目重度心身障害者並びにひとり親家庭等医療費、本年度188万4,000円、前年度に対して37万5,000円を減額しようとするもので、こちらは実績に基づく推計によって計上されるものです。

次に、79ページを御覧ください。３款１項４目社会福祉施設費、本年度10万円、前年度に対して214万5,000円を減額しようとするもので、減額の内訳は、前年度当初予算で老朽化した寿住宅の解体工事費２戸分を計上していたことによるものです。

続きまして、３款１項５目後期高齢者医療費、本年度2,782万2,000円、前年度に対して15万円を減額しようとするもので、ほぼ前年度並みとなっております。目計では前年並みとなっておりますが、節別では、18節負担金補助及び交付金で後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金が345万1,000円の増のほか、27節繰出金で360万1,000円の減、こちらにつきましては後期高齢者医療特別会計の一般会計繰入金予算額の減に伴って減額となっているものです。

次に、飛びまして82ページ中段を御覧ください。３款２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、本年度3,019万4,000円、前年度に対して3,004万4,000円を増額しようとするもので、こちらは３目保育所運営費からの人件費の移動によるものです。

続いて、83ページの中段を御覧ください。３款２項２目乳幼児医療費、本年度337万6,000円、前年度に対して28万6,000円を減額しようとするもので、こちらは実績に基づく推計によって計上されるものです。

続いて、３款２項３目保育所運営費、本年度1,401万9,000円、前年度に対して2,346万6,000円を減額しようとするもので、こちらは人件費の移動による減のほか、主な増減の内訳としましては、広域入所委託料の12節委託料及び認定こども園や幼稚園入所者を対象とする施設型給付費の19節扶助費での増額で、こちらも利用推計によって計上されるものとなっております。

次に、85ページをお開きください。３款２項４目児童措置費、本年度1,363万円、前年度に対して58万7,000円を増額しようとするもので、19節扶助費について児童手当の支給見込みにより増額しようとするものです。

続きまして、86ページをお開きください。４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費、本年度3,819万5,000円、前年度に対して1,596万9,000円を増額しようとするものです。増額の主な内訳は、４款衛生費にて計上する人件費の全てを保健衛生総務費に一括計上したことによるものです。

次に、89ページをお開きください。４款１項２目予防費、本年度1,444万8,000円、前年度に対して430万1,000円を増額しようとするもので、増額の内訳としては、細目、新型コロナウイルス感染症対応事業費を新たに設けたことによるものです。こちらは、ワクチン接種事業に関連する予算425万4,000円が計上されており、その全額が国費での対応となります。

続きまして、91ページをお開きください。４款１項３目環境衛生費、本年度１億5,143

万1,000円、前年度に対して222万8,000円を減額しようとするもので、主な内訳として、人件費が1目保健衛生総務費に一括計上されたことにより減額となるもののほか、墓地・火葬場費の14節工事請負費で、92ページに進んでいただきまして、火葬場施設改修工事として、こちらは火葬炉の改修が主なもののなのですが、257万3,000円を計上しています。こちらの工事費と10節修繕費で計上している火葬場の屋上防水等修繕費を合わせた金額351万4,000円の9割が歳入の公共施設等適正管理推進事業債として310万円計上されているところです。また、廃棄物処理費では、前年度に引き続き北後志5か町村で設置する北後志衛生施設組合の処理施設老朽化について取り進めている下水道浄化槽汚泥の処理を一元化する下水道広域化推進総合事業において令和3年度に実施する施設の詳細設計に係る構成町村負担金分を計上しようとするものとなっております。

次に、94ページをお開きいただき、下段を御覧ください。4款1項4目診療所費、本年度2,982万3,000円、前年度に対して1,142万6,000円を減額しようとするもので、減額の主な内訳としては、人件費が1目保健衛生総務費に一括計上されたことによって減額となり、また10節需用費のうち修繕費で、昨年度予算計上しておりました自動ドア装置交換修繕が終了したことによって今年度減額となっているものです。

最後に、96ページをお開きください。4款1項5目健康支援センター費、本年度702万6,000円、前年度に対して127万4,000円を減額しようとするもので、減額の主な内訳としては、10節需用費のうち修繕費で、昨年度予算計上しておりました、こちらも自動ドア装置交換修繕が終了したことによって今年度減額となっているものです。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします

○議長（岩井英明君） 神介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 続きまして、私から介護保険課所管の一般会計歳出予算についてご説明をさせていただきます。

79ページ下段から80ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、6目介護保険事業費、本年度3,833万3,000円、前年度に対して1,005万2,000円を減額しようとするものです。主な増減の要因は、人件費を1目社会福祉総務費に計上することによる減、令和4年度からデイサービスセンター指定管理に向けた指定管理者候補者選定委員会委員報酬及び費用弁償の新規計上、後志広域連合負担金の減でございます。それ以外は、ほぼ前年並みの計上となっております。

続いて、80ページ下段から81ページになります。3款1項7目地域支援事業費、本年度4,356万8,000円、前年度に対して515万4,000円を減額しようとするものです。主な増減の要因は、人件費の科目変更による減、生活支援体制整備事業委託料の増、地域包括支援事業アドバイザー業務委託料につきまして昨年度まで見ておりましたものの皆減によるものでございます。それ以外は、ほぼ前年並みの計上となっております。

以上で介護保険課所管の一般会計歳出予算について説明を終了させていただきます。ご

審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、98ページからになりますが、農業委員会及び産業課所管の歳出予算について、主要部分について説明させていただきます。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、本年度予算額541万3,000円、前年度に対し307万8,000円を減額しようとするものです。主な減額要因は、職員人件費を2目農業総務費に移行したためでございます。

続いて、99ページ下段から100ページになります。2目農業総務費、本年度予算額4,041万5,000円、前年度に対しまして1,037万6,000円を増額しようとするものでございます。主な増額要因に関しましては、1目農業委員会費と9目水利施設管理費のダム管理に係る会計年度任用職員人件費がこちらの項目に移動してきたためでございます。

続いて、めくっていただきまして、101ページの中段から102ページになります。3目農業振興費、本年度予算額3,003万5,000円、前年度に対しまして340万4,000円を増額しようとするものでございます。主な増額要因に関しましては、細目2の農業振興対策費の18節負担金補助及び交付金で、営農実習支援助成金が上限の見直しと新規就農研修生の増加によりまして前年対比335万円の増、360万円の措置をしております。また、細目4の新規就農後150万円が5年間支給されます農業次世代人材投資事業補助金の対象者も1名増となり、こちらも1名分150万円が増額となっております。また、令和2年度まで計上していました加工施設維持管理経費は今年度より計上しないことから、この分に関しましては前年比約190万円の減となっております。

続いて、102ページの下段に移ります。4目畜産業費、本年度予算額29万1,000円、前年度に対しまして1万3,000円を減額しようとするもので、ほぼ前年並みの計上となっております。

103ページ中段から104ページになります。5目農地費、本年度予算額531万7,000円、前年度に対しまして141万9,000円を減額しようとするもので、主な減額要因は、細目3にあります小規模土地改良事業費におきまして、道営事業として令和2年度、余市川土地改良区が施工した水田用水路、余市川尾根内頭首工の実施設計業務の市町村負担金約140万円が減額したことによるものでございます。

続いて、104ページの下段のほうに移ります。6目農業経営基盤強化促進事業費、本年度予算額6万7,000円、前年度に対しまして3万3,000円を減額しようとするもので、ほぼ前年並みの計上となっております。

同じく105ページ中段になります。7目農業振興センター管理費、本年度予算額1,034万5,000円、前年度に対しまして389万1,000円を減額しようとするもので、減額要因につきましては、令和2年度に施工しました農業振興センター管理棟の外壁、屋根の塗装工事の分が減額となっております。

106ページのほうに移らせていただきます。8目地籍調査成果管理費、本年度予算額142

万2,000円、前年対比で8万円を増額しようとするもので、ほぼ前年並みの計上でございます。

同じく106ページ中段から108ページになりますが、9目水利施設管理費、本年度予算額1,812万3,000円、前年度に対しまして484万4,000円を減額しようとするもので、主な減額要因は、人件費の移動によるものでございます。

続いて、108ページ中段から110ページになります。2項林業費、1目林業総務費、本年度予算額1,784万6,000円、前年度に対しまして247万9,000円を減額しようとするもので、森林環境譲与税に関連する事業を林業総務費以外の項目でも計上いたしました。具体的には6款の小公園管理費になりますが、その分が減額となっております。このほか、細目1の林業振興費では、18節負担金補助及び交付金で森林環境譲与税を財源に新規に森林育樹支援・森林環境充実支援事業として、公共補助事業の対象森林に対しまして助成する内容で80万円を計上しております。また、細目3の有害鳥獣駆除費でも前年対比総体で約78万円の増額計上をしているところでございます。

続いて、111ページから112ページになります。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、本年度予算額1,996万6,000円、前年度に対しまして286万4,000円を増額しようとするもので、増額の要因につきましては、地域おこし協力隊員の人件費を2目観光費からこちらの項目に移行したこと、細目2の商工労働費では新たに特産品開発支援事業補助金として60万円を新規に計上させていただいております。

続いて、112ページ下段から115ページにかけてになります。2目観光費、本年度予算額4,144万3,000円、前年度に対しまして315万1,000円を減額しようとするもので、減額の大きな要因は、細目1の人件費の予算の項目を移行したこと、それと地域おこし協力隊員1名の減によるものでございます。

続いて、115ページから117ページになります。3目小公園管理費、本年度予算額4,165万6,000円、前年度に対しまして351万2,000円を増額しようとするもので、主な増額要因は、パークゴルフ場内に森林環境譲与税を財源に14節工事請負費の中においてバイオトイレの設置工事費286万円を計上したことによるものでございます。

続いて、117ページ中段になります。4目保養センター費、本年度予算額1,467万2,000円、前年度に対しまして22万5,000円を増額しようとするもので、ほぼ前年並みの計上となっております。

以上で農業委員会及び産業課所管歳出予算について説明させていただきました。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私から建設課所管歳出予算について説明させていただきます。

118ページを御覧いただきたいと思います。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、前年度に対し156万5,000円を減額し、939万3,000円の計上とするものでございます。減額の主な要因につきましては、人件費を道路新設改良費に一括計上して移動したこと

よる減額でございます。それ以外につきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

次に、119ページを御覧いただきたいと思います。下段になります。7款2項道路橋梁費、1目道路維持費、前年度に対し666万7,000円を減額し、1億2,834万円の計上とするものでございます。減額の主な要因といたしましては、14節工事請負費の事業量の減額によることが主な要因でございます。令和3年度の予定工事につきましては、維持工事3本を予定しておりまして、区画線工事で4,401メートル、舗装補修工事で420平米、側溝土砂上げ、支障木伐開で1,100メートルの工事を予定しております。それ以外につきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

次に、121ページをお開きいただきたいと思います。上段になります。7款2項2目道路新設改良費、前年度に対し256万4,000円を増額し、5,197万円の計上とするものでございます。主な増額の要因といたしましては、先ほどご説明いたしました人件費の増額と、14節工事請負費で富田線道路改良工事、補助事業の継続で増額となるためでございます。令和3年度の富田線道路改良工事の延長につきましては164メートルを行い、あと残りにつきましては237メートルとなっております。それ以外につきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

122ページをお開きいただきたいと思います。上段でございます。7款2項3目橋梁維持費、前年度に対し2,934万9,000円を増額し、1億1,078万2,000円の計上とするものでございます。増減の主な要因といたしましては、12節委託料で1,750万5,000円の増額、これにつきましては長寿命化計画が策定より8年経過しておりまして計画変更の時期になっていることから、計画策定をする業務が新たに560万円追加となっております。また、例年行っている橋梁の補修設計業務の委託料の増が主な要因でございます。3年度の設計箇所につきましては、下都橋、共栄橋、丸山橋、共栄東橋、西池田橋の5橋の補修設計業務を予定しております。続きまして、14節工事請負費で291万6,000円の減額、これにつきましては3年度の橋梁の補修箇所につきましては、更生橋、栄橋、富田橋の3橋を補修する予定でございます。18節負担金補助及び交付金で1,476万円の増額、これにつきましては今年度からの新規計上でございます。5年に1度実施するよう法律で定められております。それで、64橋の橋を令和3年度と令和4年度に実施するものでございまして、令和3年度は17橋の橋梁を点検することとなります。それ以外につきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

122ページの中段を御覧いただきたいと思います。7款3項河川費、1目河川総務費、前年度に対し552万9,000円の増額でございます。増額の主な内容につきましては、14節工事請負費で578万6,000円の増額でございます。これにつきましては、収入でも触れましたけれども、災害防止のため国で緊急推進事業が創設され、土砂上げ等の河川整備工事にも交付税措置がされるため、住民の安全確保を図るため、例年より増額の予算計上をしてしゅんせつ事業を進めるためでございます。それ以外につきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

123ページを御覧いただきたいと思います。7款4項住宅費、1目住宅管理費、前年度に対し206万4,000円を増額し、1億1,936万円の計上でございます。増減の主な内容につきましては、12節委託料で213万4,000円の増額、これにつきましては公営住宅の個別改善事業のための設計業務の増額計上でございます。3年度の業務につきましては3本ございまして、中央団地耐力度調査業務、中央団地個別改善実施設計業務、悠友団地個別改善実施設計業務の3本を予定しております。15節工事請負費で331万6,000円の増額、これにつきましては先ほど言った公営住宅の個別改善工事のための工事請負費の増額と村有住宅の改善工事の増額計上でございます。公営住宅につきましては4本予定しておりまして、中央団地個別改善改修工事、今年から年間3戸ずつ風呂、ボイラーなどの水回りの改善をやっていきたいと考えております。悠友団地個別改善改修工事、これにつきましては屋根と外壁の修繕を行います。都団地解体工事につきましては1棟2戸の分をやります。桜団地敷地整備工事、これは継続工事でございます、今年度終了いたしますと、あと1棟の同じような敷地整備工事が残っております。村有住宅につきましては3件ございまして、村有住宅都塗装工事、職員住宅塗装工事、村有住宅赤井川地区解体工事の3本が予定されております。それ以外につきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

以上で建設課所管一般会計予算について説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） ここで若干休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、会議を再開いたします。

谷教育委員会次長。

○教育委員会次長（谷 早苗君） 私のほうから教育委員会所管の一般会計歳出予算についてご説明いたします。

128ページをお開きください。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算120万3,000円、前年度比5万2,000円の減。これは、主に費用弁償及び普通旅費の減によるものです。

次に、下段、2目事務局費、本年度予算5,336万6,000円、前年度比1,773万2,000円の増。これは、主に会計年度任用職員、学校公員3人、赤井川小学校に2人、都小学校に1人配置されている学習支援員、社会教育指導員1人、合計7人の人件費及び費用弁償をこの科目に一括計上したことによる増です。ほかは前年度並みですが、昨年度で学習指導要領改訂による教科書採択が終了したことにより教科書採択協議会負担金の皆減、2月1日にコミュニティ・スクール設置に伴う学校運営協議会開催経費を新規に計上させていただいております。

次に、131ページ中段、2項小学校費、1目学校管理費、本年度予算2,409万2,000円、前年度比771万4,000円の減。これは、各小学校に配置されている学校公員2人の人件費が9款1項2目へ移行された減が主なものです。ほかは前年度並みですが、本年12月に導入から5年を経過する学校パソコンリース料が終了し減額されていますが、新たに今年度整備したネットワーク機器を含めたサーバー経費をサーバー維持保守管理業務委託及び児童に1人1台調達したタブレットのMDM運用委託の経費を新規に計上させていただいております。

次に、134ページ上段、2目教育振興費、本年度予算693万5,000円、前年度比613万1,000円の減。これは、各小学校に配置されている学習支援員3人の人件費が9款1項2目へ移行された減や、学習指導要領の改訂による教師用教科書、指導書購入費が昨年度で終了したことによる減が主なものです。また、校外学習やWi-Fi環境が整っていない家庭に対するモバイルルーター貸与を実施するためのインターネット回線通信費及び、各校のパソコンリースが12月に終了することからパソコンのファイルサーバー等の買換えが必要であり、その経費を備品購入費で新規に計上させていただいております。

次に、135ページ中段、3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算1,294万3,000円、前年度比339万6,000円の減。これは、中学校に配置されている学校公員1人の人件費が9款1項2目へ移行された減が主なものです。ほかは前年度並みですが、小学校と同じく本年12月に導入から5年を経過する学校パソコンリース料が終了し減額されていますが、新たに今年度、令和2年度整備したネットワーク機器を含めたサーバー維持保守管理業務委託及び、生徒に1人1台調達したタブレットのMDM運用委託の経費を新規に計上させていただいております。

次に、136ページ下段、2目教育振興費、本年度予算2,249万9,000円、前年度比231万6,000円の増。これは、学習指導要領の改訂による教師用教科書、指導書購入費及び車借り上げ料の増が主なものです。また、小学校と同じく校外学習やWi-Fi環境が整っていない家庭に対するモバイルルーター貸与を実施するためのインターネット回線通信費及び、パソコンリースが12月に終了することからパソコンファイルサーバー等の買換えが必要であり、その経費を備品購入費で新規に計上させていただいております。

次に、137ページ下段、4項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度予算1,613万5,000円、前年度比327万4,000円の減。これは、社会教育指導員1人の人件費が9款1項2目へ移行された減が主なものです。なお、例年中学2年生を対象に実施している中学生海外研修については、ストラスモア校と打合せの結果、コロナ禍でのホームステイ受入れは難しいとのご意見をいただいたことからホテル宿泊に変更し、これまで7泊10日の日程を4泊7日にし、8月7日から13日の予定で計画しております。ただ、これからワクチン接種は始まりますが、いまだ世界中においてコロナウイルス感染症の鎮静化が見られない中、令和3年度も実施はかなり難しいものと思っております。そうすると今の中学2年生は海外研修には行けないことになるため、高校に行ってから希望者を募集し、プログラムは変更

になりますが、海外研修に行ける方策を考えていきたいと思っております。

次に、140ページ上段、2目社会教育施設費、本年度予算810万9,000円、前年度比94万2,000円の減。これは、生活改善センター前の除雪委託を令和2年度より建設課で発注する公共施設除雪業務に含めて発注をお願いしたことから、それに係る委託料を土木費に移管したことによる減が主なものです。

次に、141ページ中段、5項保健体育費、1目保健体育総務費、本年度予算327万1,000円、前年度比5万8,000円の減。これは、スポーツ推進委員報酬、普通旅費及び保険料による減が主なものです。

次に、142ページ下段、2目体育施設費、本年度予算4,790万8,000円、前年度比2,906万8,000円の増。これは、体育館改修工事施工による増が主なものです。工事は、起債を充当するため、2つに分けて発注します。1本目は多目的トイレ設置等改修工事で、現在の男女トイレを改修し、その間に多目的トイレを1か所設置します。2本目はホール等改修工事で、1階は男女更衣室を狭くし、ホールを広くします。2階は現状形状のままで、床材と天井、壁のクロス貼りかえを行います。工事期間は準備期間を含めて5か月を予定しておりますが、体育館のアリーナ使用については、間仕切りを設置し、トイレについても外に簡易トイレを置いて、ホールの改修時約3週間以外は通常どおり使用できるように考えております。財源については、多目的トイレ設置等改修工事については体育館が避難施設になっていることから緊急防災・減災事業債を借り、ホール等改修工事は過疎対策事業債を借り、どちらも元利償還金の70%が交付税措置されるため、実質の村負担工事費は30%、約870万で整備されます。また、改修後にはトレーニング室の器具の一部更新も予定しております。

次に、144ページ下段、3目学校給食費、本年度予算2,059万円、前年度比68万6,000円の増。これは、仁木町へ支払う学校給食業務負担金の増が主なものです。

以上で教育委員会所管の令和3年度一般会計歳出予算について説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 藤田保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私から保健福祉課所管の令和3年度後期高齢者医療特別会計当初予算についてご説明させていただきます。詳細につきましては予算資料の30ページから32ページに記載させていただいておりますが、まずは予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。

2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目保険料、本年度774万3,000円、前年度に対して48万3,000円を減額しようとするものです。内訳は、前年度実績に基づく推計により減額するものとなっております。

続いて、7ページを御覧ください。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上となっております。

次に、8ページをお開きください。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰

入金、本年度877万3,000円、前年度に対して360万1,000円を減額しようとするものです。

続いて、9ページを御覧ください。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上となっております。

次に、10ページをお開きください。5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上となっております。

5款2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上となっております。

5款2項2目還付加算金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

5款3項雑入、1目雑入、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上となっております。

続きまして、11ページを御覧ください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度13万2,000円、前年度に対して6万1,000円を減額しようとするものとなっております。

次に、1款2項徴収費、1目徴収費、本年度147万2,000円、前年度に対して348万9,000円を減額しようとするもので、主な減額の内訳としては、昨年度当初予算には定期的に行われるシステム改修のための委託料が計上されていたことによるものとなっております。

続きまして、12ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度1,471万8,000円、前年度に対して53万2,000円を減額しようとするもので、こちらは広域連合での試算結果に基づき計上されるものとなっております。

次に、13ページを御覧ください。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上となっております。

3款1項2目還付加算金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上となっております。

最後に、14ページをお開きください。4款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度は19万8,000円を計上しようとするものとなっております。

以上で令和3年度後期高齢者医療特別会計当初予算についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、同じく保健福祉課所管の令和3年度国民健康保険特別会計当初予算についてご説明させていただきます。こちらも詳細につきましては予算資料の33ページから41ページに記載させていただいておりますが、今は予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。

2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度2,355万3,000円、前年度に対して237万1,000円を減額しようとするものです。内訳は、前年度実績に基づく推計に加えまして、新型コロナウイルス感染症の影響による減収を見込んで減額するものとなっております。

続いて、7ページを御覧ください。1款1項2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度6,000円、前年度と同額を計上しようとするものです。こちらにつきましては、現在村内に対象者はいませんが、有資格者の転入などに備えて科目設定のため各項目にそれぞれ1,000円を計上するものとなっております。

続きまして、8ページをお開きください。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度1万2,000円、前年度に対して2,000円を減額しようとするもので、内訳は国民健康保険税の督促手数料であり、実績に基づく推計によって減額しようとするものです。

次に、9ページを御覧ください。3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度1,000円、前年度に対して1,000円を減額しようとするもので、内訳は財政調整基金利子の利率低下によるものとなっております。

続きまして、10ページをお開きください。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度1,922万円、前年度に対して1,662万6,000円を減額しようとするもので、内訳は基盤安定繰入金の前年実績に基づく増額及びその他一般会計繰入金について予算総額を鑑みて減額となっているものです。

4款2項基金繰入金、1目基金繰入金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

次に、11ページを御覧ください。5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

続きまして、12ページをお開きください。6款諸収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

6款2項預金利子、1目預金利子、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

6款3項雑入、1目返納金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

6款3項2目雑入、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

6款3項3目広域連合支出金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上となっております。

次に、13ページを御覧ください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度456万9,000円、前年度に対して22万2,000円を減額しようとするものです。減額の主な内訳は、人件費のうち住居手当が皆減となったことによるものとなっております。

続きまして、14ページをお開きいただきたいと思います。1款1項2目広域連合負担金、本年度3,677万7,000円、前年度に対して1,874万9,000円を減額しようとするものです。内訳は、後志広域連合分賦金が前年度に比べて減額となったことによるものです。

1款2項徴税費、1目賦課徴収費、本年度71万7,000円、前年度に対して2,000円を増額しようとするもので、ほぼ前年並みの計上となっております。

1 款 3 項審議会費、1 目審議会費、本年度 2 万 9,000 円、内訳は国民健康保険税審議会の運営に係る経費で、これまで審議会の開催実績により年 1 回の開催として積算し、前年度まで 2 回として計上していたものより減額となっております。

次に、15 ページを御覧ください。2 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目基金積立金、本年度 1,000 円、内訳は財政調整基金の利子積立金で、収入で計上する基金利子と同額を計上しております。

次に、16 ページをお開きください。3 款公債費、1 項公債費、1 目利子、本年度 1,000 円、前年度と同額で、一時借入金の利子について科目設定としての計上をしております。

次に、17 ページを御覧ください。4 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、本年度 20 万円、前年度と同額を計上しようとするものです。

4 款 1 項 2 目退職被保険者等保険税還付金、本年度 1,000 円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

4 款 1 項 3 目償還金、本年度 1,000 円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

4 款 1 項 4 目一般被保険者還付加算金、本年度 1,000 円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

4 款 1 項 5 目退職被保険者等還付加算金、本年度 1,000 円、前年度と同額で、科目設定としての計上となっております。

次に、18 ページをお開きください。4 款 2 項繰出金、1 目一般会計繰出金、本年度 1,000 円、こちらも前年度と同額で、科目設定としての計上となっております。

最後に、19 ページを御覧ください。5 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度 50 万円、前年度と同額を計上しようとするものです。

また、20 ページからの給与費明細書につきましては、後ほど御覧いただければと思います。

以上で令和 3 年度国民健康保険特別会計当初予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岩井英明君） 神介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 私から介護保険サービス事業特別会計予算についてご説明をさせていただきます。

6 ページをお開きください。2、歳入、1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目居宅介護サービス等収入、前年度に対して 76 万 8,000 円を増額し、242 万 4,000 円の計上とするものです。増の要因は、訪問介護報酬の利用実績によるものです。

1 款 1 項 2 目地域密着型介護サービス費収入、前年度に対して 306 万円を減額し、692 万 4,000 円の計上とするものです。減の要因は、通所介護事業報酬の利用実績によるものでございます。

1 款 2 項介護予防・日常生活支援総合事業費収入、1 目介護予防・日常生活支援総合事業費収入、前年度に対して 10 万 8,000 円を減額し、130 万 8,000 円の計上とするものです。減

の要因は、通所型サービス事業報酬の利用実績によるものです。

1 款 3 項自己負担金収入、1 目自己負担金収入、前年度に対して19万2,000円を減額し、126万3,000円の計上とするものです。主な減の要因は、3 節現年度分地域密着型介護サービス自己負担金の利用実績によるものです。

8 ページをお開きください。2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、前年度に対して353万4,000円を増額し、3,600万8,000円の計上とするものです。これは、一般会計からの繰入れの増額です。

9 ページを御覧ください。3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、前年度と同額で、1,000 円の科目設定として計上するものでございます。

10 ページをお開きください。4 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、前年度に対して22万3,000 円を減額し、85万5,000円の計上とするものです。主な減の要因は、通所介護等給食サービス利用料の実績による減です。

11 ページを御覧ください。3、歳出、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、前年度に対して81万5,000円を増額し、4,408万4,000円の計上とするものです。主な増の要因は、人件費の増額です。それ以外につきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

13 ページを御覧ください。2 款事業費、1 項サービス事業費、1 目デイサービス事業費、前年度に対して24万5,000円を減額し、422万4,000円の計上とするものです。主な減の要因は、10 節需用費の燃料費及び12 節、給食サービス事業委託料の減額です。その他、公用車 2 台分の車検に関わる費用を計上しており、それ以外はほぼ前年並みの計上となっております。

14 ページをお開きください。2 款 1 項 2 目訪問介護事業費、前年度に対して14万9,000 円を増額し、37万5,000円の計上とするものです。主な増の要因は、公用車 1 台分の車検に関わる費用の増額です。それ以外は、ほぼ前年並みの計上となっております。

15 ページを御覧ください。3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、前年と同額の10万円です。

16 ページからの給与費明細書につきましては、後ほど御覧ください。

以上で介護保険サービス事業特別会計予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私から令和 3 年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算について説明いたします。

7 ページをお開きいただきたいと思います。2、歳入、1 款事業収入、1 項使用料、1 目水道使用料、前年度に対し1,433万円を減額し、4,127万2,000円の計上とするものでございます。減額の主な要因につきましては、常盤地区簡易水道の施設のほうで令和 2 年度の実績に伴う利用料金の減が主な収入の減額となっており、その分を減額計上するものでござ

ざいます。

8 ページを御覧いただきたいと思います。中段でございます。1 款 2 項手数料、1 目手数料、前年度に対し 1 万 2,000 円を減額し、8,000 円の計上とするものでございます。

次に、9 ページを御覧いただきたいと思います。2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、前年度に対し 1,251 万 3,000 円を増額し、2,010 万 6,000 円の計上とするものでございます。

10 ページをお開きいただきたいと思います。3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、前年度に対し同額の 1,000 円の計上でございます。

11 ページを御覧いただきたいと思います。4 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、前年度と同額の 1,000 円の計上でございます。

12 ページをお開きいただきたいと思います。5 款村債、1 項村債、1 目過疎対策事業債、前年度に対し 150 万円を新たに計上するものでございます。これは、常盤地区簡易水道浄水場排水槽移送ポンプ更新工事に伴う借り入れるための計上でございます。

2 目簡易水道事業債、前年度に対し 150 万円を新たに計上するものでございます。これは、先ほどの常盤地区簡易水道浄水場排水槽移送ポンプ更新工事の残額を借り入れるものでございます。

3 目簡易水道公営企業会計適用債、前年度に対し 1,210 万円を新たに計上するものでございます。これは、令和 2 年度から始まっている法適化に伴う業務でございまして、赤井川村簡易水道事業地方公営企業法適用業務に対する借入れを行うためでございます。

4 目特別減収対策企業債、前年度に対し 1,400 万円を新たに計上するものでございます。これは、先ほど説明いたしました水道使用料が減収となるために、これを借り入れるためでございます。

次に、13 ページを御覧いただきたいと思います。3、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、前年度に対し 21 万 4,000 円を減額し、877 万 5,000 円の計上とするものでございます。ほぼ例年並みの計上でございます。

続きまして、15 ページを御覧いただきたいと思います。2 款営繕費、1 項営繕費、1 目営繕費、前年度に対し 2,586 万 4,000 円を増額し、6,819 万 6,000 円の計上とするものでございます。主な内容といたしましては、12 節委託料で 1,949 万 5,000 円の増額、これにつきましては赤井川村簡易水道事業地方公営企業法適用業務の 1,210 万円の計上でございます。これにつきましては、簡易水道事業は令和 5 年度中に企業会計へと移行するよう国より指導があり、令和 2 年度より移行に向けて行っている事業の継続でございます。そのほか、活性炭交換運搬処分業務の 525 万円の計上、これにつきましては 2 年に 1 度、常盤簡水及び常盤専水の活性炭の処理を行うもので、この分が増額となっております。14 節工事請負費で 569 万 8,000 円の増額、3 年度に行う工事といたしましては常盤地区専用水道減圧弁取替工事と常盤地区簡易水道浄水場排水槽移送ポンプ更新工事の 2 本でございます。17 節備品購入費で 50 万円の新規計上、これにつきましては現在使用している公用車が老朽化のため支

障を来していることから、中古車を50万円で購入するための計上でございます。

17ページを御覧いただきたいと思います。3款公債費、1項公債費、1目元金、前年度に対し170万1,000円を増額し、1,189万円の計上とするものでございます。内訳といたしましては、22節償還金利子及び割引料の長期債元金の増額によるものでございます。

下段に移ります。3款1項2目利子、前年度に対し8万円を減額し、152万7000円の計上とするものでございます。内訳といたしましては、22節償還金利子及び割引料の一時借入金利子及び長期債利子の減額でございます。

18ページを御覧いただきたいと思います。4款予備費、1項予備費、1目予備費、前年度と同額の10万円の計上とするものでございます。

19ページ以降の給与費明細書等につきましては、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で令和3年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算の説明を終了いたします。ご審議方よろしく願いいたします。

続きまして、令和3年度赤井川村下水道事業特別会計予算について説明いたします。

8ページをお開きいただきたいと思います。2、歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目下水道分担金、前年度と同額の受益者分担金2万円の計上でございます。

9ページを御覧いただきたいと思います。2款事業収入、1項使用料、1目下水道使用料、前年度に対し76万2,000円を減額し、1,087万5,000円の計上です。これにつきましては、現年度分下水道使用料の減額です。これは、令和2年度の使用料の実績から減額計上としているものでございます。

下段に移ります。2款2項手数料、1目手数料、前年度に対し1,000円を減額し、9,000円の計上でございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金、前年度に対し200万円を減額し、600万円の計上でございます。これにつきましては、1節公共下水道補助金の事業量による減額でございます。

11ページを御覧いただきたいと思います。4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、前年度に対し1,288万3,000円を減額し、5,229万8,000円の計上とするものでございます。1節一般会計繰入金の減額でございます。

12ページを御覧いただきたいと思います。5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年度と同額の1,000円の計上でございます。

13ページを御覧いただきたいと思います。6款諸収入、1項雑入、1目雑入、前年度と同額の1,000円の計上でございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。7款村債、1項村債、1目下水道公営企業会計適用債、前年度に対し380万円を新たに計上するものでございます。これは、先ほど来ご説明しているとおり、公共下水道を公営企業会計へ移行するために赤井川村公共下水道事業地方公営企業法適用業務を行うための借入れでございます。

15ページをお開きいただきたいと思います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、

1 目一般管理費、前年度に対し93万5,000円を増額し、478万8,000円の計上とするものでございます。内容につきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

17ページを御覧いただきたいと思います。2 款営繕費、1 項営繕費、1 目営繕費、前年度に対し1,278万円を減額し、4,726万9,000円の計上とするものでございます。12節委託料で137万6,000円の減額となっております。令和3年度は赤井川村公共下水道ストックマネジメント策定業務の100万円の減額と公共下水道事業計画策定業務の完了が皆減となったため、それプラス下水道企業会計への移行業務の新規計上が合計で主な要因となっております。あと、本年度につきましては、14節工事請負費と17節備品購入費の予定がないことから、減額となっております。それ以外については、ほぼ前年並みの計上となっております。

18ページを御覧いただきたいと思います。3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、前年度に対し33万4,000円を増額し、1,780万5,000円の計上とするものでございます。内訳といたしましては、22節償還金利子及び割引料、長期債元金の増額でございます。

下段を御覧いただきたいと思います。3 款1 項2 目利子、前年度に対し33万3,000円を減額し、304万2,000円の計上とするものでございます。内訳といたしましては、22節償還金利子及び割引料、一時借入金利子及び長期債利子の減額によるものでございます。

19ページを御覧いただきたいと思います。4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、前年同額の10万円の計上とするものでございます。

20ページ以降の給与費明細書等につきましては、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で令和3年度赤井川村下水道事業特別会計予算について説明を終了いたします。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号から議案第16号につきましては、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第16号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては先日協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては湯澤幸敏議員をお願いいたしたいと思いますので、よろしく取り計らい願いたいと思います。

それでは、昼食休憩に入ります。

午前 11時54分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、午前中に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第21 一般質問

○議長（岩井英明君） 次に、日程第21、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問についての発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により30分以内といたします。

議員の発言を許します。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 質問いたします。2件質問いたします。

まず、1件目は、コロナ禍での経済対策、生活支援についてです。新型コロナウイルスの感染拡大、世界中がその対応に追われたこの1年でした。日本国内でもようやくワクチン接種が始まったものの、いまだその収束は見通せません。昨年9月の一般質問にて観光、宿泊業への影響と対策について伺いましたが、その後の感染者増加により、12月にはGo To トラベルが全国一斉に一時停止となるなど、状況は刻々と変化しています。懸念していたスキーシーズンも終盤を迎え、改めてコロナ禍の長期化による村内事業者、雇用、家計への影響と対策について質問いたします。

村内事業者への影響、雇用、失業状況、家計への影響について現状をどのように認識されているか伺います。持続化給付金、雇用調整助成金、休業支援金、給付金等の支援制度は適切に活用されているかどうか認識を伺います。現状を踏まえて、村としてどのような経済対策、生活支援が必要とお考えか伺います。今月初めに公表された国の第三次補正予算による赤井川村への交付限度額は、地方単独事業分として感染症対応分247万、地域経済対応分3,166万円、合計3,413万円ほどと承知しております。実施計画も既に提出されている時期かと思いますが、どのように活用される予定であるか伺います。内閣府事務連絡によりますと、新型コロナ対策の臨時交付金を活用して実施した事業については、各地方公共団体において事業終了後、その実施状況及びその効果についてアンケート調査その他の適切な方法で測定し、広く透明性を持った手法で公表することが求められています。昨年の一次配分から今後予定されているものを含めると、総額で1億6,000万以上に上るであろう金額の使い道、住民への説明責任を果たすための検証作業について進捗状況を伺います。

2点目です。新規就農者支援についてです。コロナ禍での地方移住志向、農業への関心の高まりを背景としてか、来年度は新たに6名の方が赤井川村での就農を目指して研修を始められる予定だと伺っております。就農希望者が増えること、また研修の受入れに応じてくださる農家の皆さんの協力があることは喜ばしいことであると同時に、研修終了後スムーズに営農を始められるよう、自治体としてもでき得る限りの支えが必要であると考えます。農業、食品産業の研究機関である農研機構の研究には、新規参入支援では就農準備段階において、特に地縁、血縁のない参入者に対する農地や住宅など現地情報の提供で改

善が求められると指摘されているものがあります。赤井川村においてもそのまま当てはまるのではないのでしょうか。

必要とする農地、そして住宅など、生活条件が確保できなければ、スタートラインにも立てません。6名の就農予定者を迎えるに当たって、また既に新規就農して、将来に向けて模索中の皆さんのためにも、農地情報の入手や適地選択、住宅確保について政策的後押しがより一層求められていると感じます。今年度、新型コロナウイルス対策予算を活用して行われた遊休農地再生モデル事業、その継続も一助となることを期待しておりますし、他自治体の事例などからは、例えば居抜きでの就農希望者と後継者のいない農家とのマッチングを関係機関と地域住民が連携して推進すること、そのためには就農後も住み慣れた地域、収入に応じた負担で安心して移り住める住宅の整備や、古くなった住宅の改修に対しての費用補助など、インセンティブとなる、後押しとなる取組も同時に行っていくことが必要だと考えられます。一昨年9月の一般質問でも申し上げましたが、新規就農者の受入れは、地域を支える貴重な担い手、人材を迎えることにほかなりません。村として今後、農地、住宅確保をどのようにサポートしていくお考えか、村長に伺います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、能登議員からのコロナ禍での経済対策、生活支援についてのご質問にお答えいたします。

1点目の村内事業者等への影響ですが、スキーリゾート施設では、感染症第3波の影響から国の支援策も一時停止となるなど、スキー場オープン当初から厳しい営業状況に置かれており、ホテルや一部リフトやアクティビティの休止など、営業内容の縮小を余儀なくされております。また、営業縮小に伴って期間雇用社員の契約が短縮されたり延長されないなど、その影響は雇用にも及んでいます。村としても今後の社会経済情勢によって、雇用はもとより、事業運営に関しても少なからず危機感を持って情報収集に当たっているところです。このほか、村内の観光関連のお店なども来場者が減少しており、お客様をお迎えする事業者は大きな影響を受けていると認識しております。村としては、この国難とも言える状況を国、道、その他関係機関の施策も考慮しながら、今後も対応に当たってまいりたいと考えています。

2点目の各種支援制度の活用状況ですが、国による持続化給付金は多くの事業者が受給されており、雇用調整助成金も一部の事業者で活用されていると報告を受けております。また、金融機関による各種融資制度の利用実績もあると商工会を通じ確認をしております。道による休業支援金や村独自の休業要請による休業協力金をはじめ各種支援金などを、多くの事業者の皆さんが申請、審査を経て、それぞれの経営状況に応じ活用されていると認識しております。

3点目と4点目については、第三次補正予算が既に内示されており、村としても新年度対応すべく、経済対策については、特にコロナによる集客減や販売減などの影響を受けて

いる事業者が対象になるようなアフターコロナを見据えた経済対策が必要であると考えております。また、生活者支援については、国の制度を活用してもらいつつ、生活者には感染予防につながる支援の組立てを検討したいと考えております。いずれにしても3月下旬には検討素案について議会の皆様にも相談させていただき、方針を決定したいと考えておりますし、そういった状況の中なので、計画については4月以降国に提出するという状況になっております。

5点目については、内閣府より事務連絡で事業効果について適切な方法で調査し、公表するよう求められておりますので、三次補正事業実施後に一連のコロナ対策臨時交付金事業の効果について検証したいというふうに考えております。国からは迫ってその時期について連絡が来るということになってございます。

続きまして、新規就農者支援についてお答えします。当村も平成7年より新規就農者育成に関する特別措置条例、規則を制定し、以後26組の就農実績があります。議員より質問のありました研修終了後のスムーズな営農開始、農地、住宅の確保などは研修生が就農するまでの間に直面する大きな課題であり、特に農地の取得、確保は就農における一番重要な課題と言えます。

村では、研修と並行して、研修生、J A、生産者組織、農業委員会、地域農業者など関係者と連携して、本人の就農意向に添えるよう従前より取り組んでおります。今後においても研修期間中の支援策の強化や、現在の研修制度のほかに地域おこし協力隊制度を活用するなど、多様な受入れの仕組みの導入を進めると共に、高齢化、担い手不足により生じる耕作放棄地の解消を目指し、優良農地として保全するための事業などにも取り組み、関係機関と情報共有を強化して、新規就農者がスムーズに就農できるよう、子育て施策、移住定住施策との連動も視野に、限られた財源を効果的に活用できるよう新規就農者支援を進めてまいりたいと考えております。特に住宅確保の課題については、一度議員の皆さんと意見交換をさせていただいた移住定住施策の見直し検討の中で課題となっている部分の考え方を整理した上で、時期を見て再度意見交換をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありますか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） まず、1点目の質問、コロナ禍での経済対策、生活支援についての再質問を行いたいと思います。

まず1点目、家計への影響についてどうお考えかという質問があつたのですが、その回答がないようですので、家計、特に生活への影響をどのように認識されているかについてお答えください。

2点目、休業支援金、給付金の活用についてご質問したのですが、回答のほうがお道による休業支援金や村独自の休業要請に対する休業協力金という中身になっているので、質問で申し上げました休業支援金、給付金というのは、休業手当が支払われない労働者自

身で申請できる国の制度になりますので、そちらの活用状況について把握していましたらお答え願います。

あと、各種支援制度の活用状況について、持続化給付金は多くの事業者が、また雇用調整助成金も一部の事業者でというお答えでしたが、それぞれどのくらいの対象者がいらっしゃるって、その中のどのくらいの方が活用されているのか、どのように把握されているか、数字的な部分含めて伺えればと思います。なぜかといいますと、雇用調整助成金がしっかりと活用されているのであれば、期間雇用社員の契約が短縮されたりということは本来ないはずなのです。期間満了まで雇用調整助成金で支えるというのが趣旨である制度ですから、しっかりとそこを活用されていれば、期間までは休業手当をいただきながら雇用は継続できるはずの制度なので、そういった疑問点もありますので、対象となっている事業者の方、何件くらい活用されているかという点について伺いたいと思います。

3点目と4点目については、ご回答の中で生活者支援については国の制度を活用してもらいつつというお答えでしたが、生活者支援について国の制度はどんな制度があって、それがどのくらい活用されているのか、ご認識を伺いたいと思います。

最後の第三次補正の活用法についてですけれども、計画の提出も4月以降というご回答でしたが、事前の事業者なり住民の方へのアウトリーチやヒアリングについてはどのようにお考えか、再質問として伺います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 生活者支援の認識ということで、3点目、4点目の生活者支援については国の制度を活用しつつというところに含めた認識でいたものですから、そういった部分でお答えには入れていなかったのですけれども、生活者支援についてもそれぞれ10万円の給付金だとかその後の村の感染症対策だとかということで、ある意味経済の部分については、私の認識としては例えば農業にしても、観光業とかお客さんを相手にする事業者以外はさほど収益的に落ちていたというふうな認識がないので、村の中でもクラスターが起きたというようなこともありませんので、大きな生活者に対する影響が町場ほどはなかったのかなという認識であります。

制度的なものを使った数字等については、担当課長のほうよりご説明をさせていただきます。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） 質問のありました国の支援ですとかそういった関係でございますが、持続化給付金はある程度事業者の方が申請されて給付されているというふうに思っております。正式な数につきましては、うちのほうとしても把握はしておりません。何件までというのは把握しておりません。恐らく給付している機関に村から聞いても教えていただけないと思っておりますので、そこまでは確認しておりません。

雇用調整助成金なのですが、若干名というか、使っている企業はありますが、特定され

てしまうのでこの場では申し上げられませんが、使っている企業はあります。1社です。

雇用の関係ですけれども、村として聞いているのは、雇用契約に基づいて雇用している。ですから、満了すればそれでおしまい、あるいは延長がなくてその場で契約は終了というふうに聞いております。リゾート施設ですと、当初雇用して、段階的に雇用契約が切れていったというふうに聞いているところでございます。

融資に関しましても、聞いて、ある程度把握しておりますが、数社の件数というふうに押さえているところでございます。特定の額とか企業名等は差し控えさせていただきますけれども、そういった押さえはしております。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 三次補正に向けてこの後いろいろ検討を進める中で、事業者個々に状況を聞くということは考えていませんけれども、商工会なりそういった団体に意見を聞いて取りまとめをして皆さんとご相談をしたいというふうに考えてございます。

○議長（岩井英明君） よろしいですか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 再々質問いたします。

村長のご回答では生活者への大きな影響はないというご認識でしたが、国でやっている、社協さんが窓口になっている緊急小口資金総合支援金というのが、生活者支援の中ではどなたでも申請しやすい制度として活用くださいと国のほうでも活用を促している状況であります。その申請件数、あと給付というのでしょうか、支払った件数も、今年の4月からかなり多くなっております。例年ほとんど申請ないところが4月から3件、4件の月があったり、今年1月になってからは6、7件既に申請がなされているということで、その実態だけ見ても、生活者への大きな影響がないということは、必ずしもそう言えないのではないかと私自身は考えます。窓口となっている社協さんのほうで数は押さえられると思いますので、そういう数字からも生活者への影響についてはもうちょっときめ細やかな実態把握が必要ではないかと思えます。その辺についていま一度ご認識を伺いたいと思えます。

2点目、雇用調整助成金について1社ということでしたけれども、基本、従業員を雇っている事業者は、事業者の都合で休業させる場合には休業手当というのは支払わなければいけないですし、コロナの影響で収入が減ってそれが難しい場合、それでも雇用を維持してほしいということである制度ですし、国のほうも活用を呼びかけておりますが、1社だけということですので、使われていない実態があるのだとすれば、どうして活用されていないとお考えなのかについて村のほうの認識を伺いたいのと、もう一点、これは答弁がなかったのですが、休業支援金、給付金、労働者が直接申請できる制度について、これもなかなか周知が進まなかったりで、国全体でも活用が進んでいない状況です。村としても活用状況を把握して、もし活用されていない実態があるのであれば、いろんな方法、ホームページでもいいですし、広報でもいいと思いますけれども、周知を進めて、せっかくある制度

を必要とされる方がきちんと活用できるように促せるような対策を村としても取っていただきたいと思います。

3点になるかと思いますが、再々質問ということでお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） もろもろの国の施策については、道の発表なんかもそうですけれども、ホームページなり広報のほうで出しておりますので、村のほうで独自でやっているものがないものですから、厚生労働省のこういうところに出ていますよとかという周知はしていますので、そういったところで確認をしていただければなというふうに思っています。

また、雇用調整助成金ですか、のほうに関しても、1社ということでありますけれども、きちんと6割、7割のお金を払って、聞くとところによると、全国的にも申請が少ないというのは、結構複雑な申請書類ということで出せないというのが新聞報道だとかニュースなんかで流れていますけれども、村内でも何割かのお金を払って、そういう助成をもらわないで対応しているということも伺っております。いずれにしても雇用の関係については、国のほうで今、個人申請もできるように制度改正をするというふうに新聞報道もされていますので、そういったものが出た段階では村のほうとしてもきちんと周知をしていくというようなことを考えていきたいというふうに思います。

あと、生活者支援で融資を受けるという社会福祉協議会でやっている部分ですけれども、報告はその都度上がってきますので私も数字は目にしていますけれども、具体的な話はしませんけれども、どちらかというと外国人の方が多いかなど。今のところ使っている部分は、1月以降の部分でいうと外国人の人が何名か多かったなというふうな認識をしております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 次に、新規就農者支援についての質問について再質問をいたしたいと思います。

住宅確保の課題については、以前意見交換した施策の見直し検討ということで、再度意見交換というお答えでしたが、農地の取得、確保については、答弁の中を見ますと従前より取り組んでいますというお答えだったので、そのままでいいというお考えなのか。こちらからの質問としては、従前の取組だけではとても追いつかないのではないかという問題提起での質問でしたので、村のほうとしては従前の取組を続けるという、そのくらいの認識なのか、そこをもう一度確認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 基本的には従前の取組を継続していくと。今まで各関係機関の中でいろいろ相談をしながらやっている体制は変えないでいきたいと。その中で、能登議員からも農地の保全という部分では継続したほうがいいというふうなお話もいただい

す。そういった形の中で、今放置されている農地で優良とされる部分についてはきちんと保全をするような取組を今後も進めていって、その中で確保していくという部分が今までとは違う取組かなと。一步というか、半歩ぐらいしか進んでいないですけども、ある意味そういった部分で、どうしても農地というのは、前もお話ししたかもしれませんが、売る側の農家さんの考え方もあって、例えば5町持っていて、欲しい人は1町でいいのだけれども売る側は家つきでないと売らないとか、そういった部分があるので、行政的に、はい、これでやってください、これをお願いしますと一長一短でいくものでもないので、そこは地域の農家の周辺の方々とも相談をしながら、意見交換をしながら農地を移動させていくということをしていかなければならないので、そういったことは今後も継続して取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 今現在遊休農地になっている部分はもちろんなのですが、高齢化率を考えますと、今後3年、4年、5年の中で引退される農家さん、現在は営農を続けていても数年したら離農されるのではないかと、そして後継者もいないのではないかと、そういう農家さんも多くいらっしゃるのではないかと思います。その方々が現役で畑を使っているうちに、全く辞めて耕作放棄地になってからではなく、営農を続けている段階で先を見越してマッチングを進めていく、そういう対策も必要ではないかと思うのですが、やってはいらっしゃると思うのですが、来年度のように多くの方が就農、実習に入られるという実態を考えれば、そのマッチングはより強力に進めていかないと、2年後果たして就農、実習を終えられた方が優良な農地、条件のいい農地を押さえられるのかということについては大変懸念があるのですが、今耕作放棄地になっている土地ではなく、現在使われている優良な土地をどう継承していくか、そういう視点について認識を伺いたいと思います。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 農地の流動化については、1つの方策ではなく、今議員が言われたように、居抜きの状態の中から相談を受けてやっていったり、現在も新しく新規就農で入る方はそういうパターンで研修に入る方もいらっしゃいますし、先ほど私が言ったように、既に使われていないところもちゃんと整備すれば大丈夫だよねというところを確保したりだとか、いろんなパターンがありますので、1つだけで何かをするということではなくて、それぞれに合った形の中でやっているというのが今までのやり方だし、これからもそういった形で多様化してくる対応をしていくというような考え方で取り組んでおりますので、頑張れという応援の言葉だと思って捉えさせていただきます。そう簡単に右から左に農地の流動化というのはいかないので、そこは我々も認識をしながら、農地を無駄にしないような形を今後も継続して取っていききたいというふうに考えてございます。

○議長（岩井英明君） よろしいですか。

なければ、続きまして連茂君。

○1 番（連 茂君） それでは、質問させていただきます。コロナ禍でのかじ取りについて幾つか村長に質問させていただきます。なお、この質問には最近新聞や国会などで使われている片仮名文字を多く使いました。使っている私自身もかなり知識が薄く、俯瞰してお伝えできるようなものではありませんが、情報を共有していただくためにも注釈をつけながらお伝えしますので、ご了承ください。

まず、1 番目なのですが、コロナが時代を早めたと言われています。デジタル化としては、リモートワーク、職場以外の遠隔で行う仕事、ネットショッピング、サブスクリプション、映画や音楽が定額で利用できることなどが身近にあふれ、押印の見直し、マイナンバーカードやマイナポータル、行政が行うオンラインサービスの利用など、行政に関わる改革も徐々に始まろうとしています。昨年第2回定例会、能登議員の質問で、パラダイムシフト、その時代や分野における認識や思想、社会全体の価値観などが革命的に変化することについてどう対応していくかという質問に対し村長は、社会的な価値が革命的に変わることは考えにくく、さらに地方は穏やかな変革になるだろうという答弁でした。あれから半年がたち、社会のニーズは都市、地方にかかわらず急速にデジタル社会にシフトされようとしています。

自由民主党政務調査会が示したデジタル日本2020では、パンデミック、感染症などの世界的流行を前提とした今と未来の政策が明確に示され、デジタルトランスフォーメーション、デジタル改革またはDXと呼ぶ、に対応する道筋が明確に提言されています。そこで、改めてになりますが、パラダイムシフトに備えた動きが必要だと感じますが、今の変化を村長自身がどのように見ているかお知らせください。

次に、目の前に現れた大きなうねりに対応していくには、時に明確な指針が必要になるものです。赤井川村も平成28年に示された2025プラン、総合計画と赤井川村人口ビジョン、赤井川村創生総合戦略が村の指針もしくは指標になるかと思います。令和2年に創生総合戦略の一部改正、さらに今定例会で2025プランの後期が示されましたが、コロナの前につくられたということに一抹の不安を感じています。特に住民の皆様にアンケートを行っていますが、住民意識も今回のコロナ騒動で大きな揺らぎが生じたのではないのでしょうか。新たにプランをつくり出すということではなく、5年先を見越した赤井川村の計画が時代に取り残された指針にならないために、新たな拾い出しと柔軟な対応が必要ではないかと感じています。村長のお考えをお聞かせください。

次、コロナは時代を早めただけでなく、生活様式の最適化も教えてくれました。接触から非接触、密から疎、生活様式においてもマスクや手洗いの重要性は今後も続いていくものと感じています。そして、ウィズコロナ社会を安心して過ごすためにも、職場の勤務環境にも工夫が必要ではないのでしょうか。リモートワークに適応していくための就業規則や労働条件の修正、または要件の緩和など、でき得る最適化が必要だと感じています。現実問題として何か対策があればお聞かせください。

4 番目ですが、デジタル社会において問題になるのは、データバイアス、情報が偏って

いることによる認識のゆがみやネットリテラシー、適切に理解、解釈、分析をし、改めて記述、表現することによる不公平な取扱い、それとオールド世代とスマホ世代のデジタルデバイド、情報通信技術の活用機会や活用能力の有無によって生じる社会的な格差ではないかと思います。9月にできるデジタル省の長官、平井大臣は自身のホームページに誰一人取り残さない人に優しいデジタル化とありますが、そのためには住民の窓口になる自治体の役割は大きくなると思います。地方に行けば行くほどデジタルギャップを埋めることは大きなハードルです。一方で、マイナンバーカードの普及や預金口座とのひもづけは、コロナの給付金で見られた対応の遅さから、現在国策として動き出す気配です。光ケーブルのインフラ整備が終わった時点でデジタルデバイドを緩和するための丁寧な取組が自治体にも必要だと感じますが、村長の率直なお気持ちをお聞かせください。

5番目、平井大臣は、今まで国と地方、通信上のボトルネックだったベンダーロックイン、メーカー独自の技術によって生まれたサービスやシステムの乗換えが困難になる現象を解消していかなければいけないと発言されています。業務を妨げていたベンダーロックインが解消されると、クラウドサービス、手元のデータやソフトウェアをネットワーク経由で提供するサービスを利用した中央と地方とのトップダウン、命令にもスピード感が出てくるものと思いますが、ここでポイントとなるのは人材です。必要になるのは、ビジネス力、データサイエンス力、データエンジニア力の3つのエレメント、素材を兼ね備えた人材もしくはチームではないかなと思っています。

これは私の想像で、間違っていたら申し訳ありませんが、赤井川村の職員を見ていると、優秀な文化系人材はいても理系の人材が少なく、データサイエンス、数理的にデータを解析する能力に若干の弱点を感じています。人材育成については以前も質問しましたが、人材の足りない部分は輸血するか生み出すしかありません。オンラインセミナーを活用した人材育成、企業からデジタル分野に秀でた人材の派遣または出向、少しのんびりした話になりますが、理系大学に進学もしくは進学しようと志す赤井川村出身の生徒への奨学金を通して将来、未来の赤井川村への人材投資など、少しでも早い手を打つべきだと考えます。大学で習う程度の文理基礎学力をリベラルアーツと呼ぶようですが、リベラルアーツの差が自治体格差、地域格差を生み出すことを避けるためにもご検討いただきたい課題だと認識していますが、いかがでしょうか。

最後の質問です。いつも冷や冷やさされる村長のフェイスブックですが、2月3日厚労省が発表したCOCOA(ココア)という接触アプリの不具合に対して投稿した村長の記事を一文切り取って読ませていただきます。「出てすぐダウンロードして、それなりに信じて出張していた。愚かにも周りにも勧めていた。これだけあほな政府、笑うしかない。」さらに、お友達からのコメント欄には、「COCOAはスマホのメモリーの無駄だからアンインストールした」とか、その後もっとひどい言葉が続くのであえてやめておきますが、村長の立場として、COCOA、接触アプリをどうお考えかお聞かせ願えませんでしょうか。村民を守るという意味でも、スマホを持っている人に対し利用をお願いする立場のはずで

す。特に接触アプリの重要性は、今後海外との交流やオリンピックなどで利用を検討されているヘルスパスポートにもつながるITソリューション、ビジネスやサービスについて抱えている問題や不便を解消するために提供されている情報システムで、ワクチン接種や免疫の有無、新たな感染症対策に重要なツールとして期待されている施策です。

残念ながらまだまだ利用は少ないようですが、このようなアプリはバイアス、プログラムの偏りが発生しやすく、システムがアップロード、更新される際に書き換わる場合があります。これはOS、コンピュータのベースとなるシステムでも絶えず想定しておかなければならないことで、不具合は改善のためにアップデート、データの手換えがなされ、アップロードがシステムの強靱化を図るのです。特に新しいアプリはある程度の誤差を想定して使うのが基本で、データ社会の宿命でもあるのではないのでしょうか。確かに入れている接触アプリが機能していなかった、一時的な欠陥に腹を立てるのは一向に構いませんが、立場のある首長が、この裏で働く人たちのことも全く想像しないで軽率に政府を批判する、あまりにひどいなと感じますが、ご意見をお聞かせください。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、連議員からのコロナ禍でのかじ取りについてのご質問にお答えさせていただきます。

1点目のパラダイムシフト、その時代や分野において当然のことと考えられていた認識や思想、社会全体の価値観などが革命的にもしくは劇的に変化すること、解釈によってそれぞれ違うと思うのでそのとおりになっているかどうか定かではありませんけれども、をどのように捉えるかですが、以前お話しした考えに大きな変化はありません。ただ、その備えの1つが光通信網整備であったり、地域内連携や企業との連携による行政運営であるというふうに考えております。

2点目の総合計画等への村民意識の捉え方に関する質問ですが、確かにコロナ禍でアンケートを集約してはいませんが、コロナ禍の影響下において各委員に検討いただいた意見を基に計画を策定していますので、私は時代に取り残されてしまう指針であるとは考えておりません。

3点目の役場業務のリモートワーク対応ですが、昨年4月の段階で職員にPCR陽性者が発生した場合の就業内規を定めており、その中に在宅勤務について規定していますので、事案が発生した場合はこれに基づき対応したいと考えております。また、ハード面の整備として国の臨時交付金で庁内テレワーク環境整備事業として整備させていただいている中に、職員が専用パソコンを使い庁舎外から行政専用回線にアクセスできる環境を整え、一部の事務仕事やテレビ会議が自宅や出張先でもできる環境づくりを進めております。ただし、今後精査が必要ですが、現在の行政業務の中で個人情報に関わる案件については当然ながら特に慎重に扱わなければならないため、実際に運用する中で現行法との整合性も確認しながら運用していきたいというふうに考えております。

4点目の情報格差に関する課題ですが、率直なところ一長一短で解決できる課題ではないし、事によってはお金もかかるし、個々の働き方の考え方による事案であると理解しております。現在もそうですが、情報伝達の多様性も考慮し状況を見定めていく必要があるというのが率直な気持ちです。

5点目の人が持つ技芸の基本の差に関する質問ですが、現在のところ情報通信、デジタル関連については外部の専門家の意見を取り入れながら対応しているのが現状です。おっしゃるように、秀でた人間が行政全般の業務に適応しているかはまた別な問題であると感じておりますので、貴重なご意見として伺わせていただきます。

6点目の新型コロナウイルス接触アプリとこのアプリに対する登録された利用者同士が交流できるインターネット上における私の発言に対するご質問についてです。現在のところ一度だまされた感が強いので、改善されたとはいえ、それまでも一度も反応がないこともあり、100%アプリを信用しているとは言えません。ただし、アプリ起動が条件とされる会合等は今後もあると思われますので、その際はインストールし、仕事に支障がないよう対応する考えでいます。

次に、私の発言内容に関してですが、事実としてアプリが機能していない状態を知らずに、少なくとも5回程度はアプリ起動が条件の会合に参加していますので、機能していなかったことを知った直後の率直な私の意見であり、表現の仕方に品がないと言われれば否定はできませんが、軽率に政府を批判しているとは考えていません。実体験として私の思いを発信したと考えています。私の交流サイトを閲覧できる方の中には、国会議員や道議会議員、国、道の職員の方もたくさんいます。そういった方々にも実情として付度なしに私の意見を伝えたものだというふうに考えております。また、交流サイトは限られた登録コミュニティでのやり取りで成立しており、私も緊急時以外は誰も見られる設定にはしておりませんので、その点は申し添えさせていただきます。いずれにしても連議員は私を心配してのご質問であると受け止めていますので、今後も登録者の管理は慎重に行いながら、悪意を持ってコピーし拡散される場合もありますので、情報発信には品位を疑われることがないように心がけ発信したいと思います。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問。

連君。

○1番（連 茂君） 最後の部分なのですが、この答弁で本当に大丈夫ですか。あまりにも軽いというか、村の長として緊張感に欠けた答弁に驚いています。特に最後のCOCOAについてですが、だまされた感が強いと今表現されましたが、この場合、誰にだまされたのかと聞かれたら政府の政策にだまされたというふうにしか解釈ができないと思うのですが、それでもいいのでしょうか。アプリの起動が条件の会合の際はインストールし、仕事に支障がないように対応するという部分も、100%信用しているわけではないけれども、仕方ないからインストールするというようなイメージで理解してよろしいでしょ

うか。本来、コロナの脅威として言われている無症状の感染を特定するためのアプリです。一般の人なら許すというわけではないけれども、村長の発言としてとても適切だとは思えないのですが、いかがでしょうか。

住民は怒っています。これが村長の発言かという怒りの訴えがこの質問の背景にあって、この質問を作り出すのに随分僕も時間をかけたし、勇気が要ったし、かなり忤度したつもりです。議員の皆様とも昨日この件はいろいろと話し合いましたが、議員の中にも怒っている人が多かったと思います。フェイスブックは限られた登録コミュニティでのやり取りで成立しているという認識は全くの誤りです。設定によって相手との交信を遮断することはできても、当然友達、知人、スマホを借りれば登録外の人でも見ることはできるし、内容いかんによっては幾らでも拡散することができます。さらに、情報発信には品位を疑われることがないように心がけて情報を発信したいと思いますと締めくくりましたが、途中で使っている忤度という言葉、一見格好よく思えるかもしれないけれども、村長という立場を考えると忤度することがなかなか難しく、住民の思いを無視した発言に聞こえてなりません。この件はこの後ご回答いただけたらと思うのですが、登録者の管理よりまずは自分の発言の内容をしっかりと管理してもらわないと困るなというのが本音です。

前段の部分も私の思いと違った内容になっているのが幾つかあるので、確認させてください。1番目なのですが、デジタル改革は積極的に行うものでなく、光ファイバーのインフラ整備をもって柔軟に対応するというような内容でよろしいでしょうか。デジタル改革は、仕事の効率化や切迫した財政の緩和につながる政策だと思います。ぜひ政府の動きに敏感に対応できる体制をつくってもらいたいと感じていますが、どうでしょうか。

4番目の質問につながりますが、15年前にスマホが開発されて、現在たった10年です。たった10年で20代の普及率が2020年のヤプーの調査では96%を超えています。70代でも70%の普及があるのに対し、80代の男性になると一気に40%まで落ち込む。これがデジタル格差というところだと思うのですが、利用に対して格差を生まないためにも行政側による丁寧な取組があってもいいと僕は思いますが、いかがでしょうか。

それと並行して、マイナンバーカードも同じような取組の必要性を感じます。普及率は予算特別委員会で総務係長にお伺いしようと思っていますが、普及に取り組む手だてがあればお伝えください。

5番目、デジタルスキルのことを技芸と表現されたと思うのですが、その意図を教えてください。さらに、外部の専門家の意見を取り入れながらとありますが、もう少しその辺の具体的なことを教えていただければと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） すみません。あまりに質問が多いので、飛ばしたら再度答えますので。

まずは、一番最後の質問に答えたものが一番先に来ていますので、私のSNS上での発

信のことについてです。最後に書いたように、悪意を持ってコピーをされたらどんな状態でも拡散されるということがあるので、今後は品位を持って対応していかなければならないというような答えをさせていただきました。100%信用していないということは本当にそうなのかということで、本当にそうです。その部分は、僕の立場だからといって100%信用して皆さん使ってくださいというふうに言うつもりもないし、どんなことでもそうだと思うけれども、自分自身が納得して、私の立場からすると住民の皆さんも、私が言ったからといって全部やるかといったらそういうことでもないと思います。仕事としては村のホームページにもきちんとこういうものがありますよというPRはさせていただいていますので、村民の方々とかに使わないほうがいいですよというふうに発信しているつもりもないし、そう取られているのであれば誤解であると。その部分についてはきちんと訂正をしておかなければならないという認識であります。

一回入れてアンインストールするのか、消すのかということですが、仕事の条件としてそれが条件づけされますので、私としてはそういった使い方をしていこうというふうに思っています。この答弁をさせてもらった後に何本か会議があったのですが、不思議なことに今まではC O C O Aを入れていないと駄目ですと言っていた会議が、C O C O Aを入れていないと出席できませんという表現が抜けたような会議が何本か出てきているので、世の中というか、主催する側も大分対応が変わってきたのかなというような認識でその書類を読ませていただきました。

光通信網の関係について、光通信をやった後に弾力的に考えていくのかというようなことですが、光通信というよりは村の中のデジタル化総体についてですが、連議員も言ったように、高齢者の部分が、今言ったのはうちの村の統計ではないと思うのです。国全体の統計ですよ。うちの村の中で考えてもスマホを使いこなせたりだとかそういった部分が難しいということもあるので、先ほど言っていた住基カードの部分についてもそうなのですが、村のほうでも住基カードは今後は地域に出ていって登録してもらうようなことをきちんとアドバイスしていくということで、ただやってくださいではなくて、小さい会合だとか何か会合あるときには、最初は老人クラブ辺りから進めていこうかなと思っていますけれども、そういった形で職員のほうにも指示を出しておりますので、新年度に入りましたら住基カードのほうはそういう動きになってくるし、ラインを使って連絡をしたりだとかなんとかということが頻繁に行われていますので、これも高齢というか、使っていない方々にラインというのはどういうものかという、そういった部分も、講習会的なものになるか、何かの集まりがあるときに出ていってこういったものがありますよというような話をしていくというようなことで、現世代というか、若い世代の方々よりも年配の方々にどうやってそこら辺のことを、スマホを持っていない方もいますので、スマホを村で買ってあげれるかといったらそういうわけにもいきませんので、その便利性和いうものをきちんとお伝えするというところから始めるしかないかなというふうに考えてございます。

ですから、光通信網整備をやったからいいというわけではなくて、そこを機にまたいろいろと進めていかなければならないのだろうし、医療なんかもそうですけれども、光がつながったからといってできるものでもないし、発信する側というか、診てもら側患者側にも専門家を配置しなければならないとか、ハード面を整備するだけでそれができるといわけではないので、この先将来的にそういったことも取り組めるようなことを考えていかなければならないというふうに考えてございます。情報格差の関係についても、先ほど言ったような格好の中で進めていきたいというふうに思います。

人が持つ技芸、基本の差とはどういうふうに受け取ったのか、僕が英語版で調べたときにこういうふうに出てきたので、こういうふうに解釈するのかなと。それで、最初言わせていただいたのが、それぞれの解釈の仕方、調べ方で出てくる答えが違うので、そこに差が出るかなというふうに思いましたけれども、技芸という言い方、解釈を使ったというのは、それぞれの考え方もあるし、専門知識もあるというような意味合いで技芸というような言葉を使わせていただきました。

専門家というのは、今回災害の部分なんかでいえば大学の先生にアドバイスをもらったりだとかということで、そういった部分での専門的な方にアドバイスをもらったり、村の情報通信の整備をするにもコンサルに頼まないといけないということがありますので、コンサルにいろいろアドバイスをもらいながらハード部分の整備をしていくということで、専門家というのはそういった方々のことを意味して言わせていただいています。

言い忘れていることはないでしょうか。大丈夫ですか。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 連議員。

○1番（連 茂君） 再々質問です。

あまり引っ張りたくないのですが、最後に1つ、COCOAの件に関してなのですが、COCOA自身のソフトに関しては、僕も不具合があること自身よくないとか、この中에서도伝えたとおり、一時的な欠陥に腹を立てることはあるかなというふうな気もしますが、言葉の表現の問題です。自分で思っても構わないけれども、伝えた時点で責任は村長のほうに行ってしまう、もしくは住民の足を引っ張る可能性が出てくるわけです。特にあほな政府という言い方に関しては、この後赤井川村が交付金をもらいに行ったりだとか補助をもらいに行くときに、そのあほな政府のところに行くということ自身、僕からすればとても非常識で、表現的にひどいなというのはそこから来ているものです。これに関しては、フェイスブックをやめろとか、全然そんなことは思っていないですけども、そういう表現をもしこの後も続けるとするのだったら、適性に欠けるのではないかなというふうに思います。もう一度ご意見をお聞かせください。

それと1点だけ、後で話していただいた部分の確認なのですが、マイナンバーカードとデジタルの部分です。スマホだとかタブレットだとかというふうな部分の住民に対する丁寧な紹介とか普及だとかをやっていくというふうな部分で捉えてよかったかどうか

だけ確認させてください。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 後段のほうはそのとおりです。まず、マイナンバーカードについては、職員のほうに1月の訓辞のときにも、新年度に入ったら保険証にもなるし、いろんな形で使われる形になるので、いつだったかあれなのですけれども、議員の皆さんにもお願いしたような気もするのですけれども、そういった形の中で少しでも住民の普及率を上げて、保険証は両方使えますので、今すぐ慌てて登録しなくてもいいということはあるのでしょうか、少しでも早めに情報を伝えて、この申込書を書けばいいですよというのではなくて、ここだけ教えてというような、書いて、これでいいですかぐらいのことまでやらないと高齢者の方々には難しいのかなというふうに思っていますので、先ほど言ったように、まずは老人クラブの集まりからでも、やってみないと職員も初めてのことで、伝え方も勉強しながらやっていかなければならないということで、そういった指示を出させていただいておりますし、スマホのほうも今後はそういったことをやっていかないと、何ぼWi-Fiが村内についたにしても、ほかの情報伝達の方法もありますけれども、機能としてそういった部分を使っていけるようなことは取り組んでいくべきだというふうに考えております。

最後に、SNSの問題ですけれども、こんな言い方したらまた怒られるかもしれないですけれども、こういった発言をした後にはそういった先生方にも伝えていきますので、当然やり取りもメッセージでやっていますということはお伝えをしておきたいというふうに思います。だからといって赤井川村にお金をくれないだとかなんとか、その方は言っていないけれども、違う人が言っているかもしれないと言われればそこまでかもしれないですけれども、そういったことでのやり取りは国の方ともさせていただいております。ただ、連議員が言うように、品位を持って対応していくというのは必要なことだろうというふうに今回改めて認識をさせていただきましたので、その辺は十分気をつけて対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） ここで若干休憩します。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（岩井英明君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、辻康君。

○3番（辻 康君） 村長の行政執行方針についてご質問いたします。

村長も、それから我々議会も、ちょうど今年折り返しの年を迎えます。村長の立場からすると、1年目は前政権からの引継ぎの、予算にしても骨格予算だったと思います。昨年

は自分が手がけた最初の行政であり、予算であり、本年度はこの任期中の村長が求めるものの成就を求めた執行方針ではなかろうかと思っておりますので、そういう観点からご質問したいと思いますが、執行方針を聞きますと4つの大きな項目から成っておりますが、その中で私が注目するのは「持続可能」と「食」という表現であります。

執行方針の原稿から抜粋して、村長の宣伝になるような感じですが、改めて読み直してみますと、持続可能な開発計画に取り組む企業、持続可能な農業の実現、持続可能な地場産業、持続可能な再生エネルギー、持続可能な村づくりの基盤強化に取り組む時期、持続可能な村づくりに向け具体的にに取り組む重要な年と位置づけるなどなど、様々な方針の中に持続可能という表現が盛り込まれております。特に結びでは、具体的にに取り組む重要な年と村長の決意として位置づけられております。そこでお尋ねです。村長が目指す持続可能とは、いわゆる持続可能な開発目標、SDGsと言われていますが、その実現を踏まえての表現なのか、それとも単に生き残るということなのかなどなど、もう少し具体的な説明をお聞かせいただきたいと思います。

次に、食ということについてお聞きします。食についても、村政に臨む基本姿勢、活力あふれる村づくりの中で食を通じた観光という表現、それから政策展開の重要事項、持続可能な地場産業の中でも観光の振興として食がキーワードになる、食と観光が有機的に結びつく取組と表現され、観光振興の重要課題と位置づけされております。そこで、村長が表現する食とは具体的に何なのか、おいしい素材なのか、あるいはおいしい料理なのか。また、赤井川村が誇る食を創る、食を創造する道筋についてお考えがあればお聞かせください。ちなみに地域で食を創る試みとして、十勝管内本別町にある農産物ものづくり館、ゲンキッチンと表現しておりましたけれども、それを商工会の仲間と数年前に視察したことがあります。役場の課長さん自らご案内いただきましたが、専任指導員が常駐し、地元産品を使った新製品開発や加工技術の研究、それから飲食店関係者、加工業者等を招き調理講習会等を行っているとのことでしたが、そのような行政の関わりについて村長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、辻議員からの村政執行方針の中からの質問についてお答えさせていただきます。

1点目の持続可能とはどのように捉えた考え方なのかというご質問ですが、持続可能という表現には、辻議員がご指摘のとおり、2種類の意味を込めております。1つは、今回第2期総合戦略にも掲げているとおり、持続可能な開発目標SDGsの理念を踏まえることとしているところにあります。SDGsの取組宣言はしておりませんが、世界で取り組む目標として認知されているこの理念を踏まえた、できるところから取り組む村政運営に心がけるということです。2つ目の考え方としては、2060年に人口1,000人の村として生き残る人口ビジョンを達成させるという考え方に基づいた表現であります。加えて、具体

的に取り組む重要な年と考えているのは、持続可能な村とするため、まずは財政健全化に向けた取組を進める年と考えているという意味を込めております。

2点目の赤井川村が誇る食を創る方策と食を創る試みに対する行政の関わりについてのご質問にお答えいたします。食を創る方策については、生産者が安全、安心、良質な農畜産物を生産する環境づくりを支援し、販売に関わる場所にも側面的に支援していくことを継続させることが必要であると考えています。生産者にも消費者にも身近な行政であることを大事にしたいと思っております。また、行政の関わりについては、常に相談してもらえる関係性を保ちつつ、それぞれが取り組もうとする試みに対し、そっと背中を押してあげられる関わりが重要だと考えております。令和3年度は、一步踏み出すにはちゅうちょしてしまうけれども、半歩くらいなら何とか取り組んでみたいという方々を支援する事業として、限られた予算ではありますが、特産品開発支援事業として、意欲のある村民の背中を押す取組を進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問。

辻康君。

○3番（辻 康君） 村長のご答弁の中で財政健全化に向けた取組というご返答いただきましたけれども、行政執行方針だからまだ細かな目標等は樹立していないと思いますが、できれば具体的に数値目標であるとか、それに至る工程といいますか、プロセスだとか、そういうものがあれば、簡単でよろしいので、お聞きしたいと思えます。

それから、行政の関わりという点でお聞きしますが、食が観光の重要な要になるとしたら、それについてするにはある程度戦略と戦術が必要でないかと思えます。そして、仕掛けも必要だろうと思えます。具体的なことではございませんけれども、食を創るのに料理学校あるいは料理家あるいはレストラン、そういうものとコラボして創るだとか、いろんなことをやっていかなければ、前この議会でも出ていましたけれども、マンパワーであるとか、そういうものの不足によってかなり難しい現状ではなかろうかと思えますけれども、そういうものを進めていく中でも、側面的に支援であるとか、そっと背中を押すとか、そういう表現でご回答いただきましたけれども、より積極的な行政の支援、行政が中心になった施策、そういうものが必要でないかと思えますので、その辺をご質問いたします。今議会の予算の中にも特産品開発支援事業として計上されていたと思えます。そういう点に対しては非常に評価いたしますけれども、より強い行政の関与についてどう考えるかという点についてご回答いただきたいと思えます。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） まず、後段のほうからお答えさせていただきます。

なぜこういった表現をしているかというと、私も長い間経済畑、農業関係に携わってきて、この間20年、30年の間で農家さんといろんな話をしたりだとか、当然その間には加工の取組だとかなんとかというのをいろいろ話したり取り組んだりした経過がございます。

残念ながら成功に至らなかったと。商工会も含んだ中でいろんな加工なんかも、村からも補助金を出したりする中で積極的に介入をしながらさせていただきましたけれども、どうしても成功に結びつけられなかったという残念ながらの結果が私の中に残っていて、やり方を少し変えなければ駄目なのだろうなというようなところで、要するに今は個で取り組む部分を、どうやって点を広げていくかというような考え方で、まずはやろうと思う人の方背中を押すというか、きっかけをつくるということにまずは重点を置いた取組をしてみようというような考え方から、そういった方向性に向けているということをご理解いただきたいなというふうに思います。

もう一つは、今回答弁には書きませんでしたけれども、食を創っていくという面で、ふるさと納税もそうですけれども、生協との絡みの中で、生協さんと生産者組織と村も入った中で、辻議員が言われたように、一流のシェフを呼んで畑でレストランみたいな、そういった取組をしたりだとかなんとかということもある意味側面的な支援としてやらせていただいているので、そういったことを少しずつ広めていければなというふうな考え方もしておりますし、どうなるか分からない、まだ検討している段階ですけれども、農家の方々も含めて体験型の観光、民泊を使った、そういった事業なんかも今後取り組んでいけないかなということで、国費の事業制度の中にそういったものがありますので、何人かそういった考え方に賛同する方々に集まっていいただいて実現できるかどうか、食も絡んでくる中での取組なので、そういったことを具体的に今後進めていければなというふうに考えてございます。ちゃんとした答えになっているかどうかあれなのですけれども、そんなような思いがあって、行政はそういった部分に関わっていきたいというふうに考えております。

財政的な部分でいえば、具体的な数字はまだ持っていないですし、執行方針でビジョンというふうに表現させていただいたのは、財政健全化計画とすると、平成16年ぐらいに自立計画というのを立てたときは、数字全部を積み上げていくような格好で10年計画を組んだのですけれども、今の考え方としては短期で5年ぐらいをスパンにして、今見直さなければならぬものは何だろうというところを内部的に精査をしながら、項目立てをして、この分野は見直すべきだろうというような部分を明らかにして、そこに係る事業について見直しをしていったりだとかなんとかというふうな中身で整理をしていこうというふうに考えています。

新年度予算に向けてもそうですけれども、総体的な話になりますけれども、当初予算から見ると、通常は22億とかなんとかで、今回はそれより3億ぐらい増えた形になっていますけれども、実質的にはふるさと納税で増えたりとか事業で増えてしまったりしているものですから、総体は膨らんでいるのですけれども、中身としてはそんなに大きく違うことをやっているということではなくて、その部分で増えた部分を除けば大体22億ぐらいということで例年どおりの予算状況にはあるのですけれども、どうしても今までの取組の中で、類似団体というか、赤井川村の規模の他の町村と比較すると、補助金だとか建設に係る経費だとか教育費というのがウエートがかなり高くなっているというのが実情です。右倣え

するわけではないですけれども、そういった指標的なものも頭に置きながら、取ってつけたような言い方になりますけれども、持続可能な、先を見ていけるような財政を見通して進めていくというような形を取っていききたいな、5年ぐらいをめどに取り組んでいくようなものを整理をしたいというふうに考えてございます。

加えてお話しさせていただければ、介護だとか医療の部分なんかも見直して、地域医療なんかについても見直していかなければならないので、時期を見て議員の皆さん方にもいろんな意見をもらいながら積み上げていかなければ駄目だな、方向性を出していかなければならないなというふうに考えていますので、その節はまたひとつよろしくご意見を賜ればというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 辻康君。

○3番（辻 康君） 村長の行政執行方針の中にも、うちの村の事業者の表現が出てまして、それなりに活躍している方もいらっしゃる。だけれども、こう見ても、うちの村で今一生懸命活躍している人、ここまでになるのに40年、50年かかっているわけです。40年、50年かかって、やっと今の事業が軌道に乗ってきている。それも別に村の振興のためでなくて、自分たちが食べるためにやった結果が今になって現れているということで、食にしても産業にしても企業の振興であるとか食の創造だとか、それが大事だとしたらもうちょっと積極的な行政の関わりが必要でないかと私は常に思っています。

それから、村長のご答弁を聞いていて、ちょっと変わったかなという感じがした。2年前の就任当時から。就任当時は私なんか質問すると、考えていません、違います、こういう表現だったけれども、支援していく、後押しをする、そういう表現に若干変わってきて、それは評価できるのかなと思いますけれども、さっき村長言われた商工会でやられた特産品開発、村からもお金は出していただけたけれども、村主体の事業でなくて、国から一千何百万いただいて、村から200万ぐらい出すことが国のお金をいただく条件で、お願いしたら出してくれた。特産品づくりにしても難しく、村長言われるように、赤井川に限らず、この持続とは違いますけれども、持続して製造できていないというのが現実なわけですが、チャレンジすることが大事なかと、そのように思っていますし、1つ評価というか、感謝申し上げたいのは、さっき村長も言われた農泊の関係なのですが、産業課はじめ課長も係の人も一生懸命個々の希望者を回って需要調査をしたり説明をしたり、そのことに感謝を申し上げたいと思います。

そういうことで、折り返しを迎えて村長の行政執行、特に私の質問に関わるものについてはもう少し関与をいただいて進めていくことをお願いして、答弁は求めません。ありがとうございました。

○議長（岩井英明君） 辻康君の一般質問を終了いたします。

続きまして、湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） 5番、湯澤です。よろしくお願いいたします。本日は、子供の生

生活習慣病について教育委員会の見解をお尋ねしたいと思います。

2型糖尿病、高血圧、脂質異常症といった生活習慣病は、大人になってからの病気と思われがちですが、子供でも生活習慣によっては起こり得る病気でもあります。近年の子供の生活習慣の急激な変化、例えば朝食の欠食、学校以外で運動する児童の割合の減少、長時間のテレビ視聴やテレビゲームによる動かない生活パターン、夜更かしによる睡眠不足といった児童が増えており、その結果が肥満をはじめとする生活習慣病予備軍の増加につながっているとの厚生労働省をはじめ文部科学省等の報告もあります。

子供の生活習慣病の発症そのものは少ないのですが、その恐ろしさはトラッキング現象にあると言われています。すなわち子供の頃の生活習慣病予備軍は、そのまま成人期に移行しやすいという現象のことです。肥満についても、肥満度が高値で、かつ小児年齢が高いほど成人後も肥満であるという率が高く、肥満、高血圧、脂質異常症は小児期から成人までトラッキングする、つまり子供の生活習慣病予備軍は成人の生活習慣病に至ると考えられ、早急な予防対策の必要性が迫られているところから、多くの自治体で対策が検討、実施されています。

以上申し述べましたように、現在発病はしていないものの、そのまま放置すれば生活習慣病に至るおそれのある子供の生活習慣病予備軍が増加している現状を踏まえ、教育委員会として子供の生活習慣病についてどのように捉えておられるのか、また村内の各学校においてその予防策についてどのように取り組んでおられるのかお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） ご質問ありがとうございます。

まず、生活習慣病について、その定義といたしましょうか、教育委員会としてどのように捉えているかということに対して、文部科学省も定義しているところでありますが、生活習慣病は、食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症、進行に関わる疾病のことであり、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病、骨粗鬆症、高血圧、歯周病など、今ご指摘のありました脂質異常症等も含まれるのかなと思いますが、というところでありまして、その位置づけについてですが、これらの病気については、生活習慣を改善することで発病の危険性を少なくすることができ、また一度身についた生活習慣を変えることは難しいので、子供のときから健康的な生活習慣を確立していくことが大切であるというふうに捉えています。健康と生活習慣は密接な関係にありますので、本教育委員会としても生活習慣病のための計画的、継続的な指導が必要であると認識しているものであります。

次に、各校の取組状況についてですが、本村の各小中学校においては、現在通学中の児童生徒について実際に生活習慣病になっている、あるいはなる可能性があるということは非常にまれなケースではあるものの、将来の病気に対する岐路となる重要な時期であるというふうに捉えると共に、予備軍解消に向けた取組ということについては、議員ご指摘のとおり、今日的な教育課題の1つでもあることから、教科指導による系統的な指導のほか、

その要因と言われる三大要素であります運動、食事、睡眠、休養等について、教育活動全体にわたって指導の充実を図ることが大切であるというふうに考えまして、各校ごとに様々な取組を行っているところです。

具体の取組としては、運動習慣の定着や体力の向上に向けては、朝の運動朝会、休み時間の縄跳び集会、走力向上のためのいだてん集会等の取組の実施、休み時間を利用した繰り返し体力測定を行うことができる体力向上強化月間の実施など、とりわけ最近ではコロナ禍での運動に関わる様々な制限を克服するために、できる限り短時間に効果的、効率的に体力向上が図れることを目指しまして、意欲的に子供たちが挑戦できる取組を様々な工夫して行っているところであります。

生活習慣の改善については、議員ご指摘ありましたテレビあるいはゲーム等への対応では、児童生徒の健康に関わる今日的な課題というふうに捉え、外部講師を招いての授業、各種指導資料を用いての指導、また児童生徒あるいはその保護者と行っている面談の機会を通じまして、懸念される、あるいは訴えがあった事例、場合等について、児童、保護者と共にルールづくりについて話し合い取り組むなど、個々の実態に応じた指導をしています。また、今回配布いたしました1人1台のタブレット端末の貸与、これが夜更かしにつながることはないよう、小学校においては使用時間の制限ですとか、時間帯を全ての児童用タブレットに設定して対策をしているところです。

食生活についてですが、特に大切であると言われております、ご指摘にもありました朝食について、現在欠食はないとの報告を受けていますが、毎朝児童玄関ですとか朝の健康観察において把握をしています。朝食の取り方に心配のある児童生徒については、聞き取りを継続したり個人面談で状況を把握したりしながら担任あるいは養護教諭が個別指導を行い、不十分な朝食が常態化しないように気をつけているところです。加えて、早寝早起き朝御飯が健康増進には非常に大事である、必要不可欠であるということについて通信ですとか懇談の機会などを通して繰り返し伝え保護者の協力を仰ぐと共に、今年度の一斉臨時休校期間については生活自己点検表を子供たちに配りまして、生活リズムの状況把握や指導を行ってきているところです。

これらの結果とも言えます肥満の対策ということになりますが、小学校入学時に肥満だった子供が中学校1年生で肥満であるという割合が標準体重の子供に比べると極めて高いという統計結果もございます。また、小児肥満については幼児期の対策が特に重要と認識しているところでありますが、食生活等による生活習慣病予備軍が成人期に移行すると言われてことから、栄養教諭等による食育指導ですとか保健だよりを使った保護者への啓発、参観日等を通じた学校、家庭が連携した取組等を行ってございます。これらの取組の結果になりますが、赤井川村における肥満率は他と比較しても低い傾向にありまして、取組の成果が現れているのではないかと考えているところでございます。

次に、これが最も重要かつ学校教育の要になるところであります、教科指導においてですが、体育科、保健体育科における保健の学習におきまして、小学校においては身近な

生活における健康、安全に関する基礎的内容を実践的に、中学校においては個人生活における健康、安全に関する内容をより科学的に、高等学校においては個人及び社会生活における健康、安全に関する内容をより総合的に学ぶものというふうになっておりまして、体系的な学習の積み重ねを行うことになっております。

本村の小中学校におきましてその教育課程におきまして、3年生では単元、健康な生活において健康な生活、1日の生活の仕方、身の回りの環境について、4年生では単元、体の発育、発達におきまして体の発育、発達、心をよりよく発育、発達させるための生活、5年生では心の健康において心の発達、心と体との密接な関係、不安や悩みへの対処等について、6年生では病気の予防において病気の起こり方、病原体が主な原因となって起こる病気の予防、生活行動が主な要因となって起こる病気の予防、さらに喫煙、飲酒、薬物乱用と健康、地域の様々な保健活動の取組、中学校については1、2、3年生、この3年間を通しまして単元、健康な生活と疾病の予防という単元におきまして健康の成り立ちと疾病の発生要因、生活習慣と健康、生活習慣病などの予防、喫煙、飲酒、薬物乱用と健康、感染症の予防、個人の健康を守る社会の取組等について、先ほど申し上げました視点によりまして発達段階に応じた計画的、継続的指導を行っているところでございます。

以上、本村における生活習慣病に対する指導は、よりよい生活を送るための健康や命の大切さについて学ぶ機会として、その予防策という観点から、さらに生きる力を育む教育の一環として捉えまして指導の充実を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありますか。

湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） 丁寧な答弁ありがとうございます。ただ、この答弁の中身は、子供の健康づくりに対する答弁だというふうに思うのです。もう少し生活習慣病に特化したほうがいいのではないかと。そういう私も、一般の方もそうだと思うのですが、子供の生活習慣病ということについて関心も少ないし、そんなに問題視もしていないのです。という人が多いと思うのです。というのも、国が進めている特定健診、特定保健指導、これはご承知のように40歳から74歳までということで、あまりにもそれが推し進められているものですから、その期間が成人病に関する問題なのだなというふうに捉えるのですけれども、特定健診も保健指導も二次予防の早期発見、早期治療なのです。その前の病気にならないという一次予防については、実際に運動教室とかやっていますけれども、もう少し年齢を下げて小学校、中学校、そこまで持っていったらどうかなという感じがするのです。

生活習慣病ですから生活習慣による病だというふうに捉えて、子供の生活習慣というのは結局のところ家庭環境によるものが多いと思うのです。その逆もあるのではないかと思うのです。要は、子供たちがしっかりした生活習慣を行えば、家庭に持ち帰って、生活習慣病でもいいのですけれども、それについて話し合いをして共有化することで親のほうが変わるのではないかと。親が変わって、またその親の祖父母も変わるのではないかと。もう少し

言えば地域全体が変わるのではないかな。そこまで持っていったらいいのではないかなという気がするのです。生活習慣病という言葉はあまり出てこないですね。中学校には出ていますけれども、もっと前面に押し出して、学校、保護者あるいは地域の中で共有して話し合っただけでいいのではないかと。そのためには、せっかくコミュニティ・スクールというのもできたわけですから、その中で大きなテーマとして考えていったらいいのではないかなということを思うのです。いかがでしょうか。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） ありがとうございます。今お話ありました生活習慣病に対する学校の取組についてなのですが、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、生活習慣病に対して議員ご指摘のように今日的な課題であるということについては学校教育の中では非常に重く受け止めてございまして、様々な教育課程全体の中で取り組んでいるところであります。

もう一つ、小学生、いわゆる子供たちの発達段階に応じた指導の大切さということが1つあるかなというふうに思いますが、それぞれの発達段階に応じまして、例えば低学年であれば、生活習慣病の何たるかということよりも、規則正しい生活を送ることの大切さであるとか、そういう基礎を培うことで予防につなげていくでありますとか、総合的な視点から指導を行っているところです。お話ありました学校教育の中での取組ということでは、決して軽んじているものではないのですが、例えば学校保健法で定める学校健診については、御存じだと思うのですが、12項目あるのですが、その中で行われている健診の中では、よくある生活習慣病で検査する血液検査とかこういうのはありません。12項目の検査を通して、それぞれの病気が疑われるようなもの等については検査を促し予防するような手だてを取るとか、そういうようなことも行っているところでもありますし、学校と家庭のお話もあったのですが、子供たちの生活習慣に関わるものの多くは、家庭生活、家庭教育によるところが圧倒的に大きいものであります。家庭教育を改善していくであるとか指導をするに当たってどういう手だてが効果的かといった話であると、家庭学習などもそうなのですが、学校の中で子供たちを指導することで、議員まさにおっしゃったとおり、学校の中での習慣が家庭へ影響を及ぼして改善につなげていくと。なぜかという、学校教育の中は、先ほども繰り返し申し上げていますように、計画的、継続的な指導が可能な教育現場ですので、そこを有効に活用しながら行っていくという視点で行っているという部分があります。おっしゃるとおり、そういう視点で行っています。

先ほど申し上げましたとおり、本村の子供たちの実態は、具体のお話をしますと、中学校の例であります、昨年度の統計調査の結果のお話ですが、中学生ですので12歳から14歳、学校保健統計調査結果の平均値というか、肥満度の割合なのですが、12.2%から9%が男子、8.5%から7.4%が女子という統計になっています。うちの場合は人数がそんなに多くないので全部での数値であります、全部の数値で肥満数値は6%ということになっていますので、取組の成果は出ているかなというふうに考えています。お話ありま

したように、コミュニティ・スクールというのは家庭生活も含めて地域と一体となって子供たちのよりよい成長を考えていく組織でありますので、そういう中で話題として学習の中で熟慮を重ねながら、子供たちのよりよい成長に生かしていければいいなというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（岩井英明君） 湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） いろいろ対策を考えられていると思うのですが、1つ、小児生活習慣予防健診とか、2007年ですか、小児のメタボリックシンドローム診断基準というのがあるわけですが、そういったことというのは、これは二次予防になるかもしれませんが、やっておられるのですか。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） 今お話しされた健診とかそういうものについては、先ほど申し上げたとおり、法令の範囲での健診で行っているということで回答させていただこうと思います。その中で懸念される状態であるとかそういうものについては、専門機関に再検査をしてくださいというふうな形で出しているということでご理解いただければと思います。

○議長（岩井英明君） なければ、湯澤幸敏君の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

◎散会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（岩井英明君） これにて散会いたします。

（午後 2時59分散会）